

〔翻刻〕

## 『監正院殿告辞』

石原 和、神田秀雄、吉水希枝

ISHIHARA Yamato, KANDA Hideo, YOSHIMIZU Kie

### 解説

本史料は、1802（享和2）年に名古屋城下からほど近い熱田に住む元武家奉公人喜之の金毘羅大権現の神がかりを契機としておこった如来教の大正初年の動向を示す史料である。縦横 23.3 × 16.0cm の袋綴状の写本で上中下3冊からなる。現在は天理図書館が所蔵しており、各巻冒頭部及び巻末にある朱印から、御本元（現名古屋市熱田区旗屋にある如来教の本部、青大悲寺）から、如来教の近代化運動に関わった東京帝国大学宗教学講座教授石橋智信<sup>1</sup>の手にわたり、昭和22年に彼が没した後の24年に同図書館へ寄託されたという来歴がわかる。

喜之没後の如来教は、1831（天保2）年から翌年にかけて尾張藩から取り締まりを受けるようになり、信者の小寺一夢（1797-1862）を中心に公的な活動の模索を始める。ここでは、詳細は割愛するが、最終的に、御本元に併設する鉄地藏堂を買い取り、その再建にあたって近隣の白鳥山法持寺の住職を開山、一夢を堂守として、法持寺傘下での活動という名目を得ることで、活動の継続を可能にした<sup>2</sup>。

しかし、明治維新後、鉄地藏堂は無住寺院とみなされて廃寺となり、活動根拠を再び失ってしまう。教勢の再興過程において、当時断絶状態にあった関東の講中との関係を築き直していく。関東の講中の支援をうけながら、名古屋御本元は、一夢の子で、如来教「中興の祖」と仰がれた小寺大拙（1838-1913、無明院日観大拙）らを中心に、1882（明治15）年に鉄地藏堂を白鳥山法持寺住職の受持仏堂とすることで、近代の宗教制度下

---

1. 石原和「一九二〇年代後半における「如来教」の“創出”」（桂島宣弘編『東アジア遭遇する知と日本』文理閣、2019年）。

2. 石原和「明治十五年前後の如来教の活動公認模索」（石原和・神田秀雄・吉水希枝編『近代如来教と小寺大拙』日本電子書籍普及協会、2023年）、pp. 29-31。

における活動の公的根拠を獲得した<sup>3</sup>。その後、東京の講中ほか既存講中の認可獲得や大拙らの布教によって、全国に末庵が開かれていく。こうした如来教の展開と末庵の活動の広がり背景として本史料は成立する。

本史料は、如来教末庵の月湘庵（神奈川県平塚市董平）の信者原田正子（出家後は安名の清泉を名乗る）が、1912（明治45）年4月16日に亡母の霊＝監正院を降霊してから、とくに1914（大正3）年8月から9月にかけて監正院の言葉として話したことを、月湘庵の庵主雪音が浄書したものである。降霊による言葉は月湘庵の関係者らへ対して清泉の母の立場から語りかけたものであると同時に、死後に地獄の苦患をみたとする立場から現世の人々を諭すという形をとったものであった。それに加えて、すでに逝去していた大拙と死後の世界で交わしたという内容が語られる。

詳細な内容は、神田秀雄「原田清泉尼伝の探究から試みる如来教像の再構成」（『天理大学総合教育研究センター紀要』第14号、2015年および同「『新宗教』としての如来教の軌跡」『南山宗教文化研究所報』第34号、2024年）で論じられている内容とも重なるので、以下では、本史料内の展開を、話し手が誰で、どのような状態で誰と対話しているのかをわかりやすくするため、簡単に整理しておく。

上巻の冒頭部では、清泉が1912年に降霊に至る様子が示される。その後、1914年に場面は移り、この年の8月1日に清泉がほんやりとした様子をみせはじめたことが描かれる。そして、8月3日の母監正院の祥月命日以降、「亡母の霊」が生まれ変わる予定の前日だという9月2日までに集中的に降霊の形式をとって「監正院の言葉」が語られる。この間、「監正院の霊」によって集められた月湘庵の関係者に対し、まず監正院を降霊した清泉が、地獄の苦しみのたうち回る姿を見せた後に、信仰態度の転換や更新を要求する説教が繰り返される。

この監正院の言葉の中には、実は「大拙の霊」の言葉が含まれている。降霊によるかつての指導者の言葉の出現という事態に対して、8月28日からはその検証のために名古屋の御本元から納所役五嶺が訪れており、東光庵庵主妙花と月湘庵庵主雪音を含めた5名の前で「監正院の霊」が語った言葉も残されている。

9月4日から9月21日（下巻の後半）にかけては、月湘庵において降霊をしていない清泉が、9月3日夜に生まれ変わる直前の「監正院の霊」から関係者に伝えてほしいと指示された内容を中心に話す形式となっている。9月13日以降は、清泉の降霊に関わって世話になった関係者へのお礼と縁つなぎのため、東京方面の末庵を行脚しながら語った話となっている。

その後の如来教の展開を念頭に置くと、清泉の出現は、近代の如来教の大きな転換の契機となっており、それを擁護するような立場から描かれている本史料は、近代如来教

---

3. 同上、pp. 31-34。

の結節点とも分岐点ともなる重要な意味をもつ史料であるといえよう。

本史料から読みとれるように、のちに清泉の降霊は、比較的短時間で御本元において正統性が認められている。清泉は亡母監正院の降霊を通じて大拙の言葉を伝えることで、長年争いを続けていた小寺家や、独自の活動をしていた信者たちを御本元に合流させるなど、教勢の興隆に貢献している。すなわち、明治期の如来教を支えたカリスマ的な指導者小寺大拙の再臨の媒介となることによって、清泉は信仰の結節点となったのだ。

しかし、清泉の霊的能力を高く評価した御本元庵主空如による特別な待遇や、清泉の御本元における無軌道な言動が、信者の間で次第に反発を招いていたことも事実である。さらに、1925年元旦に空如が遷化すると、その「遺書」なるものを根拠に清泉が後継庵主に指名される。しかし、生前の大拙の「後継者は鬪によって神意を伺って定めよ」とする「違憲」が残されているという立場から、後継庵主の決定手続きに大方の僧尼、信者が異議をとなえ、教団は大混乱に陥った。この問題は、弁護士を巻き込む係争問題となり、裁定を経て後継庵主が選定された<sup>4</sup>。この対立とも関りながら、従来の信仰を継続する御本元、東京の信者らを中心とする教団の近代化・一派独立運動である「開頭」運動、その帰結としての一尊教団の分立、御本元を去った清泉の大阪江石庵での活動という教団の分裂へとつながっていく<sup>5</sup>。その意味で、清泉の存在は、近代如来教の分岐点ともなったといえる。

なお、本史料は教団史の文脈を離れて、当時の大きな動向の一環としても位置づけられるものだという事も述べておく。清泉の憑霊は、大正期の霊術ブーム<sup>6</sup>の中に登場し、力をもったものであることも看過してはならない。「術の宗教」の隆盛の背景には、急速な合理化によって進められた近代化が終焉段階となり、近代化がもたらす疲弊を、非日常的な神秘実験によって回復しようとする非合理の復権があった<sup>7</sup>という。明治期に座禅の宗教と化していた如来教は、清泉の憑霊により「術の宗教」に向かう傾向をみせた。本史料においても清泉の憑霊が非合理の復権のひとつとして期待されたことを示す事例として、催眠術に興味を持つ信者が清泉と相対する場面がみえる。清泉は同時代的な要求の中で登場した存在であり、彼女による「術の宗教」化は、近代如来教の結節点としても、分岐点としても機能するものだったということは、この時期の宗教の展開と

4. この過程は、清泉が庵主となることに反対する立場のものが作成した4202-1「声明書」(前掲石原・神田・吉水編『近代如来教と小寺大拙』所収)からうかがえる。

5. 詳細は前掲神田秀雄「原田清泉尼伝の探究から試みる如来教像の再構成」を参照。

6. 以下の内容は、こうした動向を論じた栗田英彦・塚田穂高・吉永進一編『近現代日本の民間精神療法』(国書刊行会、2019年)の吉永による序論を参考にしたものである。

7. 西山茂「現代の宗教運動〈霊=術〉系新宗教の流行と「2つの近代化」」(大村英昭・西山茂編『現代人の宗教』有斐閣、1988年、p. 177)。

しても興味深い。

なお、本稿執筆にかかわる作業にあたっては、JSPS 科研費「近世近代移行期における教団未満の宗教者と新宗教をめぐる史的研究」（若手研究、課題番号：20K12822、研究代表者：石原和）の助成を受けた。天理図書館所蔵の原史料を撮影したものをもとに、共著者3名が1冊ずつ分担して翻刻し（上：吉水、中：神田、下：石原）、相互に校訂を行った。また、石原が解説、全体の原稿化を担当し、神田が史料の内容に対する註釈を担当した。

（文責：石原 和）

## 凡例

- ・段落：原文では段落分けは施されていないが、内容ごとに適宜段落分けを施した。
- ・字体：翻刻文では、漢字は原則として現在通行の字体を用いる。ただし、固有名詞などについては原文のままとした。
- ・句読点：原文には、ほとんど句読点が付されていないが、読者の理解を促す（読みやすくする）ために、句読点（「、」「。」）はできるだけ丁寧に付すようにした。
- ・人名、地名の表記：漢字仮名まじりで表記されている固有名詞（地名・人名）については、原文の表記を残す意義よりも読みやすさを優先し、現在通行の表記とした。
- ・セリフ：原文には、発言内容を示す「 」「 』」は付されていないが、読者の理解を促す（読みやすくする）ために適宜付した。
- ・助詞、送り仮名の仮名遣い：原文を最大限に尊重するが、漢字で助詞が示されている場合は読みやすさを優先し、仮名化した。ただし、現代仮名遣いで濁点を施すべき部分には、原文に濁点がなくとも濁点を施した。「ニ」「ハ」「にて」「ニハ」「にてハ」などの、原文特有の仮名遣いは尊重し、原文ママとする。なお、例外として「之」と「の」は区別する。
- ・振り仮名：原文の漢字に振り仮名がある場合のみ、字の上側に振り仮名を付した。
- ・当て字、誤用、歴史的語彙：通行の用字と異なる宛て漢字、漢字の誤用や、原文が仮名表記で文意を解しにくい場合、そのすぐあとに文字のポイントを下げた（ ）で、現在通行の漢字を示し、校訂者が補った箇所であることがわかるようにした（原文中にある（ ）については、文字のポイントは本文と同じとし、区別がつくようにした）。なお、例外として「太切」については、上記の処理をせず直接、「大切」と改めた。
- ・欠字の補足：本文中に書かれているべき文字が欠けている場合は、該当する箇所に文字のポイントを下げた〔 〕で文字を補った。
- ・衍字：原文の中に間違っただけの不要の字と思われる場合は、〔 〕で囲んだ。
- ・割注：原文中の割注は開くこととし、その内容を〈 〉で示した。

・繰り返し記号：ことばの繰り返しを表す記号である「く」、「ぐ」は、横書き表記に対応するため、「\」／」「\」／」と表記する。

## 翻刻文

監正院殿告辞 上

「尾張国熱田旗屋 御本元」(角朱印)

東京市日本橋区岩代町原田豊息女正子<sup>8</sup>十九歳の頃、心(神)経病ニ罹れり。抑〔も〕此病気の原因ハ、正子十三歳の夏、母の病死ニ起因する事ニして、此母正子分娩して已来発病し、爾来拾三年間の長の煩〔ら〕ひの中、只此子の可愛さ弥憎のみニして、此子を残し置事乃已ニ胸を苦しめつ、有しが、いよ\病気等革〔ま〕り、遂に明治三十七年八月三日死去せり。法名監正院貞室妙専大姉と名号く。

以後、正子病気快気ニ至らず、医薬ニ手を尽し、其上精心(神)病院ニ入院し治療ニ手を尽すと雖も更ニ快気せず。依て此上ハ神仏の加護を得るより道なしと日蓮宗原木山<sup>9</sup>に参籠し、法華経を信仰し、六箇月間水行祈願すと雖も病気快気に至らず。依て明治四十五年三月廿八日、相州平塚新宿なる泉屋亀之助ニ伴はれて同所海岸月湘庵<sup>10</sup>ニ参籠し、金毘羅大権現<sup>11</sup>ニ御祈誓を懸、日夜座禅して心脳(悩)を取、御願申せしニ、病気追々と快方ニおもむき歎び居。

其節当庵主<sup>12</sup>春季接(撰)心<sup>13</sup>ニ付、御本元へ参籠す。依て東京なる御本元出張所巢鴨東光庵<sup>14</sup>へ四月十三日庵主妙花と同道して参籠す。五六日経て原田豊氏参堂して正子

8. 原田正子は1892(明治25)6月2日、父豊(旧武州忍藩家老山名次郎四郎の次男銚之助。外戚の旧同藩士原田家を継いで原田姓を名乗る)、母せん(武州小川町の農家田中家の出身)の長女として、東京市浅草区田原町に出生。1962(昭和37)年7月14日、大阪の如来教の末庵江石庵で示寂。以下、本史料に対する註釈は、基本的に、豊行『御恩師清泉御庵主様御伝記并監正院様御教示』(限定出版、1971年)による。正子の生涯の詳細は、前掲神田「原田清泉尼伝の探究から試みる如来教像の再構成」を参照。

9. 市川市中山の日蓮宗大本山、正中山法華経寺を指す。冬期の水行を含む荒行で名高い。

10. かねて一信者から提供されている如来教の末庵名簿によれば、1905(明治38)年の創建だという。

11. 如来教は、18世紀後半から19世紀にかけて金毘羅信仰の流行が次第に全国化した事実を背景に開教しており(神田秀雄「信心の変容と新たな救い」(ひろたまさき編『日本の近世 16 民衆のこころ』中央公論社、1994年、石原和「近世如来教の集団変容過程」『南山宗教文化研究所所報』33、2022年など)、金毘羅大権現は、至高神である如来のもとで活動する、如来教の事実上の主神であった。

12. 月湘庵の庵主で、本文書の浄書者でもある雪音を指す。

13. 小寺大拙が、明治10年代後半から、曹洞宗の行儀に倣う形で、御本元で撰心(定期的な坐禅行)を始めていた。旧暦の年末と初夏に期間を設定し、全国から修行者を集めて行われた。

14. 如来教の教祖喜之(1756-1826)の在世中から、その信仰は江戸にも伝わっていた。東光庵は、

身の上ニ付、母の死後より此女子<sup>はつびやう いらい こんなん</sup>発病<sup>はつびやう いらい</sup>以来の困難<sup>こんなん</sup>一<sup>いち</sup>ぶ(部)<sup>しじゅう つげ ひたすら</sup>始終<sup>しじゅう</sup>を告<sup>つげ</sup>、只管<sup>ひたすら</sup>此子<sup>こ</sup>を頼むと申て帰られし。

其夜十一時頃、正子<sup>くもん</sup>苦悶<sup>くもん</sup>の有様<sup>いろ</sup>にて色も青ざめ、丁度<sup>ちやうどなきは</sup>失母<sup>すがた</sup>の姿<sup>すがた</sup>かともおもはる、容体<sup>ようだい</sup>にて、頓<sup>やがつ</sup>て、「私<sup>わが</sup>ハ此子<sup>こ</sup>の母<sup>はは</sup>でござります。此子<sup>こ</sup>ハ誠<sup>まこと</sup>ニ不仕合<sup>ふしあひ</sup>者<sup>もの</sup>にござりますが、平塚<sup>ひらつか</sup>とやらにて如来<sup>にがひ</sup>様<sup>さま</sup>か神様<sup>かみさま</sup>かハ知らね共、初めて助<sup>たす</sup>る綱<sup>つな</sup>ニ導<sup>みちび</sup>かれて、亦爰<sup>こゝ</sup>で如来<sup>にがひ</sup>様<sup>さま</sup>か神様<sup>かみさま</sup>かハ知らね共、助<sup>たす</sup>かる綱<sup>つな</sup>ニ連<sup>つらな</sup>りましたニ、此子<sup>こ</sup>ハ氣<sup>か</sup>のあらき者<sup>もの</sup>にて心<sup>こゝろ</sup>の変<sup>かへ</sup>る此子<sup>こ</sup>にござりますニ、どふぞ御<sup>ご</sup>めんどう見<sup>み</sup>て、御師<sup>ごししやう</sup>匠<sup>さま</sup>様<sup>さま</sup>とやら、どふぞめんどう見<sup>み</sup>て下<sup>くだ</sup>され」と手を合<sup>あ</sup>せて、「どふぞお頼<sup>たの</sup>申<sup>ま</sup>す\／＼」とくれ\／(くれぐれ)の頼<sup>たの</sup>の詞<sup>ことば</sup>にて、また正子<sup>せいし</sup>ニ対<sup>たい</sup>してハ、「是<sup>こゝろ</sup>迄<sup>まで</sup>の心<sup>こゝろ</sup>を入<sup>い</sup>替<sup>か</sup>へて如来<sup>にがひ</sup>様<sup>さま</sup>か神様<sup>かみさま</sup>かハ知らね共、此度<sup>こゝろ</sup>助<sup>たす</sup>る綱<sup>つな</sup>ニ離<sup>はな</sup>れぬやう心<sup>こゝろ</sup>変<sup>かへ</sup>りのせぬ様<sup>さま</sup>ニ、母<sup>はは</sup>の頼<sup>たの</sup>みニ来<sup>き</sup>たのでや程<sup>ほど</sup>ニどふぞお頼<sup>たの</sup>申<sup>ま</sup>す。此綱<sup>こゝろ</sup>ニ離<sup>はな</sup>れると母<sup>はは</sup>諸<sup>もろとも</sup>共<sup>とも</sup>ニ地獄<sup>ぢごく</sup>の苦患<sup>くげん</sup>を受<sup>う</sup>ねバ成<sup>なり</sup>ぬニ」と繰<sup>くり</sup>かへし\／＼の頼<sup>たの</sup>みにて、右<sup>みぎ</sup>の様<sup>よう</sup>体<sup>たい</sup>ハ如何<sup>いか</sup>ニも地獄<sup>ぢごく</sup>の火炎<sup>かえん</sup>の中<sup>なか</sup>より漸<sup>やう</sup>々<sup>ぜんぜん</sup>の事<sup>こと</sup>ニして此子<sup>こ</sup>が助<sup>たす</sup>かる綱<sup>つな</sup>ニ連<sup>つらな</sup>りしお蔭<sup>かげ</sup>にて、今夜<sup>こんや</sup>爰<sup>こゝ</sup>迄<sup>まで</sup>出<sup>で</sup>て頼<sup>たの</sup>む詞<sup>ことば</sup>が出来<sup>でき</sup>た事<sup>こと</sup>と察<sup>さつ</sup>したり。故<sup>ゆへ</sup>ニ「此子<sup>こ</sup>の事<sup>こと</sup>ハどこ迄<sup>まで</sup>も引<sup>ひ</sup>受<sup>う</sup>まするニ」と申聞<sup>まを</sup>せし処<sup>ところ</sup>、「地獄<sup>ぢごく</sup>ニハ水<sup>みづ</sup>が呑<sup>の</sup>み度<sup>ど</sup>も一滴<sup>いっせき</sup>の水<sup>みづ</sup>もなし、あ、苦<sup>く</sup>しい」と申、如何<sup>いか</sup>ニも水<sup>みづ</sup>の呑<sup>の</sup>みたさうなと思<sup>おも</sup>ひ、水<sup>みづ</sup>を与<sup>あた</sup>へしニ、其水<sup>そのみづ</sup>を呑<sup>の</sup>み干<sup>かわ</sup>して息<sup>いき</sup>をつきたる様<sup>よう</sup>子<sup>すけ</sup>なり。尚<sup>なほ</sup>手<sup>て</sup>を合<sup>あ</sup>せて「どふぞお頼<sup>たの</sup>み申<sup>ま</sup>す」と繰<sup>くり</sup>返<sup>かへ</sup>して頼<sup>たの</sup>み、「もふ帰<sup>かへ</sup>ります、又<sup>また</sup>まいります」と言<sup>い</sup>て帰<sup>かへ</sup>る。

其後<sup>そのち</sup>、正子<sup>せいし</sup>病<sup>びやう</sup>氣<sup>き</sup>追<sup>お</sup>々<sup>と</sup>快<sup>くわい</sup>氣<sup>き</sup>し、此度<sup>こゝろ</sup>の御利益<sup>ごりやく</sup>の趣<sup>おも</sup>得<sup>とく</sup>道<sup>どう</sup>致<sup>ち</sup>し、発<sup>はつ</sup>心<sup>しん</sup>の心<sup>こゝろ</sup>を起<sup>おこ</sup>し御本元<sup>ごほんげん</sup>へ参<sup>ま</sup>堂<sup>どう</sup>せん事<sup>こと</sup>を時々<sup>ときとき</sup>申<sup>ま</sup>出したれ共、其俣<sup>ま</sup>ニなし置<sup>お</sup>きたる処<sup>ところ</sup>、自宅<sup>じたく</sup>より家内<sup>けいだい</sup>の者<sup>もの</sup>来<sup>き</sup>りて正子<sup>せいし</sup>を連<sup>つ</sup>れ帰<sup>かへ</sup>ると迫<sup>せま</sup>りたれば、帰<sup>かへ</sup>宅<sup>たく</sup>をいなみて直<sup>ち</sup>ち<sup>ち</sup>ニ黒<sup>くろ</sup>髪<sup>かみ</sup>を自<sup>みづか</sup>ら切<sup>き</sup>り落<sup>お</sup>し、「どふぞ出<sup>で</sup>家<sup>か</sup>ニ成<sup>なり</sup>度<sup>ど</sup>(たき)ゆへ此<sup>こゝろ</sup>通<sup>とほ</sup>り髪<sup>かみ</sup>を切<sup>き</sup>り落<sup>お</sup>しました。右<sup>みぎ</sup>の訳<sup>わけ</sup>を父上<sup>ちちがへ</sup>様<sup>さま</sup>へお話<sup>わ</sup>し被<sup>か</sup>下<sup>くだ</sup>(くだされ)て、私<sup>わが</sup>心願<sup>しんがん</sup>成就<sup>じやうじゆ</sup>をなさせ下<sup>くだ</sup>されるやう、お頼<sup>たの</sup>み下<sup>くだ</sup>さるやう、此<sup>こゝろ</sup>義<sup>かた</sup>は堅<sup>かた</sup>く御願<sup>ごらん</sup>申<sup>ま</sup>す」と言<sup>い</sup>て帰<sup>かへ</sup>宅<sup>たく</sup>致<sup>ち</sup>さす。

翌<sup>よく</sup>十七日<sup>じちにち</sup>、父原田<sup>ちちのへらだ</sup>氏<sup>うぢ</sup>来<sup>き</sup>りしニ、正子<sup>せいし</sup>申<sup>ま</sup>上<sup>あ</sup>様<sup>さま</sup>ニハ「私事<sup>わがこと</sup>永<sup>なが</sup>々<sup>ぜんぜん</sup>の間<sup>ま</sup>御<sup>ご</sup>心配<sup>しんぱい</sup>を懸<sup>かけ</sup>、不孝<sup>ふけう</sup>の段<sup>だん</sup>、何卒<sup>なにとぞ</sup>御免<sup>ごめん</sup>し被<sup>か</sup>下<sup>くだ</sup>(くだされ)」と只管<sup>ひたすら</sup>御<sup>ご</sup>詫<sup>わび</sup>申<sup>ま</sup>上<sup>あ</sup>たるうへ、「私<sup>わが</sup>因縁<sup>いんえん</sup>の程<sup>ほど</sup>、実<sup>じつ</sup>ニ怖<sup>おそ</sup>敷<sup>ろしく</sup>相成<sup>あひ</sup>成<sup>なり</sup>、先<sup>せん</sup>夜<sup>や</sup>失<sup>な</sup>く母<sup>はは</sup>より此度<sup>こゝろ</sup>の如来<sup>にがひ</sup>様<sup>さま</sup>か神様<sup>かみさま</sup>かハ知らね共、どふぞお弟<sup>てい</sup>子<sup>し</sup>ニしてお助<sup>たす</sup>け被<sup>か</sup>下<sup>くだ</sup>(くだされ)とのくれ\／の頼<sup>たの</sup>の詞<sup>ことば</sup>も有<sup>あ</sup>りました事<sup>こと</sup>なれば、何卒<sup>なにとぞ</sup>御免<sup>ごめん</sup>し被<sup>か</sup>下<sup>くだ</sup>(くだされ)」と只管<sup>ひたすら</sup>頼<sup>たの</sup>み出<sup>い</sup>たれ共、父上<sup>ちちがへ</sup>な\／承<sup>うけ</sup>知<sup>ち</sup>せざりしが、正子<sup>せいし</sup>の堅<sup>かた</sup>き決<sup>けつ</sup>心<sup>しん</sup>の体<sup>たい</sup>を見<sup>み</sup>請<sup>うけ</sup>たれば、止<sup>や</sup>を待<sup>まち</sup>得<sup>え</sup>ず、「正子<sup>せいし</sup>身<sup>み</sup>の上<sup>うへ</sup>ハ何<sup>なに</sup>成<sup>なり</sup>共<sup>とも</sup>庵主<sup>あまぬし</sup>ニお任<sup>まか</sup>せ申<sup>ま</sup>す」と言<sup>い</sup>て帰<sup>かへ</sup>られたり。

其<sup>その</sup>より同<sup>どう</sup>月<sup>げつ</sup>廿<sup>にじ</sup>一<sup>じち</sup>日<sup>にち</sup>、自<sup>みづか</sup>身<sup>み</sup>御本元<sup>ごほんげん</sup>へ参<sup>ま</sup>堂<sup>どう</sup>し、「兼<sup>かみ</sup>て妙<sup>めう</sup>花<sup>か</sup>庵主<sup>あまぬし</sup>よりお頼<sup>たの</sup>申<sup>ま</sup>置<sup>お</sup>れし原田<sup>へらだ</sup>正子<sup>せいし</sup>と申<sup>ま</sup>者<sup>もの</sup>にて此度<sup>こゝろ</sup>何卒<sup>なにとぞ</sup>お弟<sup>てい</sup>子<sup>し</sup>ニして御<sup>ご</sup>助<sup>たす</sup>け被<sup>か</sup>下<sup>くだ</sup>(くだされ)」と頼<sup>たの</sup>む。依<sup>よ</sup>て当<sup>とう</sup>堂<sup>どう</sup>ニ於<sup>お</sup>てハ初<sup>はつ</sup>

1886(明治19)年、金子大道ら東京の信徒たちが「臨濟宗妙心寺派」所属の「大悲教会」として東京府の認可を得た、事実上の如来教の末庵である。なお、神田秀雄・浅野美和子編『如来教・一尊教団関係史料集成』(全四巻。清文堂出版、2003-09年。以下、『史料集成』と略記し、その巻号もローマ数字のI-IVで表記する)、および前掲石原・神田・吉水編『近代如来教と小寺大拙』を参照。

心の者故、暫く其俣そのまニなし置候処、或夜正子事いふやう仏心閣<sup>15</sup>ニて、足ニ針はりを立、其俣庵主ま(鴨扇舎〔〕)の許もとニ来りて言様、「私わが只今いま仏心へちよつと参りまして、足ニ針はりをふみ付、折おれこみ込ましたやうニ思ひますから、庵主様ちよつとおまじないをして被下ひた(くだされ)」と申参り候故、足を見てつばき(唾)を付置、不便つげおき(憫)に思ひ、「正子さん今夜ハ私の側そばニ休やすみなされ」と言て、其所そこニ寝ね「か」せ置しニ、其の夜半ニ初めハ夢見てうなされしごとくニて、段々だん烈はげしく相成し故、「正子\

／」と声を懸たれど答なし。  
 頓て「私ハ此子の母でござります」と言出し、「此子をこのこ残して死しニました母でござります。今晚こんばん此方へ此子を寝ね「か」せたも私でござります。足ニ針はりを立たも私でござります。其訳ハ此子が此結構成所へ斯してお引寄被下ひきよせ(くだされ)たも、偏ニ如来様か神様かハ知らね共、東京とやらどこやらからの御縁を以てお引あげ被下ひた(くだされ)て、誠ニ\

／有がたい共何共言葉ニハ申尽つくせん結構成御縁ごゑんを戴いたき、数年すう水火せめくの責苦くるニ苦しむ母も共ニお助被下ひた(くだされ)。どふぞ此子を不便つげおき(憫)と思召て、目を懸ておやり被下ひた(くだされ)、助けて被下ひた(くだされ)。此義を一度誰方様かハ知らね共、今晚ハ結構成御縁ニて此お願ねがひを致いたす。此子が参りましてから一度私の此苦しさをお話して、此子とともニ助て戴いたくお頼たのみをどふぞ\

／と日々思ひましたが、大勢様の中ニて能折よきおりがござりませなんだニ、不便つげおき(憫)と思召て、どふぞお助け被下ひた(くだされ)、どふぞお頼たの申ます\

／。泪なみだながら苦ミの中よりお礼を申、繰返し\

／ての頼たのみの詞ことばまた\

／数多く、異々も頼たのみて、「もふ帰かへります」と言て引取。  
 其後右の様成精霊の有様一度あり。堂中改めて精霊の御願ごうニ候。  
 元八月十八日と言ニ、いよ\

／無明老師より師弟の約を結び、正子事、清泉と号し弟子と成。師ハ老年ニして、秋接やくむす(撰)心後、中根山へ籠こもられ、追々よハられ終ニ臘月十八日寂せられし御事なり。清泉事ハ右の次第ニ付、老師の許へハ漸やう外子僧とともニ三、四度お呼下されしのみと聞。  
 亦清泉子ハ堂中ニ於て、他の子僧とハ異りし事有しニ、仍て相談之上、元平塚月湘庵ニて御縁を結びし事故、大正三年春季接すいこう(撰)心後、雪音庵主ニ随ず行し月湘庵へ参り、夫ごゑん(それ)より追々心改り励み進みて、二ヶ月余り勤め居むす中ニ、朋輩の者と和合致さず、庵主も心痛しんつうの体ていを察さつして、清泉心ニ思ふ様、「私一人此庵ニ居らねバよき」と自ら心得、庵を逃にげ出さんとする事、七月廿日頃より兩三度ニ及びしが、其都度清泉足あしすくみて身体自由を失しんたいひ其意を果さざりしが、心中ニハ尚も逃にげ出だし度たい(たい)思ひ絶へざる様子を見て捨置すてがたく、東京妙法庵<sup>16</sup>妙花庵主を呼び右の次第を告ぐ。妙花も清泉の心得違をく

15. 如来教本部の座禅堂のこと。

16. 金子大道が創設した東光庵を、大道と対立した晩年の小寺大拙の指示で、創設者大道等に返却したかわりに、東京における御本元側の施設として小石川に創設された施設の名称。未詳だが、妙法庵は後に埼玉県北足立郡志木町に移転し、東光庵は数年で御本元側に復帰したという(「清宮秋斐覚書」108節『史料集成』IV所収)、および如来教信者の故清水諫見氏の証言による)。

れ／＼（くれぐれ）さと（論）したれば、清泉事改心の体ニ相成たれ共、一度妙花庵主方へ預け度旨申聞せし処、其時ハ清泉、「譬へどの様成事有ても、爰一ヶ月の中ハ爰を退ん」と、頑として何か心ニ契ひ、人を待て居る様子にて、「其後ならばどこへ成とも行ます」と申ニ付、其俣ニ成置たるニ、八月一日頃よりほんやりとして少しく気の狂ひし様成素振なり。

翌二日ニハ平常の通りにて有しが、其翌八月三日ハ、「今日ハ母の祥月命日成」と申て、母の臨終の時の有様などを具ニ話し居しが、間なく亦ほんやりとして気の狂ひし様体なり。又其中からも雪音庵主をつかまへて、「是ハ大事の御師匠様でや、千人二代らん庵主様ニ私ハ断言を言たで罪が当りて此様ニ成ました」と申て、同行衆ニ風意聴し、亦皆様ニ励め／＼と信心をす、めける。又庵主が御日待ニ参る節ハ側を離れずニ随行セリ。

此日黄昏ニ妙花庵主の帰京を送らん為汽車道ニか、りし処、道ニ捨有弁当の明箱をひろひ、喰残せし飯粒をきれいに取て喰セリ。尤も清泉ハ常々斯したといふ。

妙花帰京之上、父原田氏方へ参り、清泉の様子を逐一話したる処、原田氏ハ「其様ニお困りならば連ニ行ませふ」と言れしニ付、「私ハマづ一通りお話申つもの処、其仰せなれば実ハ困つても居事なれば連ニ行て被下（くだされ）」と約束致し、八月七日、原田氏平塚月湘庵へ清泉を連ニ来り。右の来意を告、原田氏清泉ニ向ひ、「お前の事でやで、まああきだ（飽きた）のだやらふ。さあゆかふニ往」と申せしかバ、「私ハ連て行て戴かんでも独り行ます」と申せしかバ、「此庵ニても迷惑なれば連〔れ〕立て爰の門を出よ」と申されしかバ、清泉ハ仕度致す風をして庵を逃出したり。

原田氏ハ清泉逃し事知りしかど、其中ニ帰るならんと日の暮る迄待居しも、帰らざれば、止を不得其夜ハ帰京セリ。清泉ハ其夜ハ海辺へゆき死なうと思ひし様子成しが、果さずして山番を便りて夜を明し、翌朝高根<sup>17</sup>の山中ニかくれて有しに、午後三時頃高根の信者真壁さだニ見付られ、遂ニ同所真壁孫次郎宅へ連れられたりしが、其節清泉ハ実に息も絶〔へ〕／＼ニて身体自由を失へり。

翌八日真壁氏宅へ原田氏参られしかバ、程なく清泉苦ミ出し（午前十一時頃 D）七転八倒之苦ミの容体ハ、実ニ地獄之苦患の怖敷有様を眼前ニ見せしめ、是ハ正しく清泉の母、地獄之苦患を受けて居事を見せしむるなり。頓て母の精霊とおぼしく言を言フ。

「原田さん、御遠方をわざわざ御足労を懸まして有がたう存ます。幾重ニもお礼申ます。私ハ此子の母でござります。生存中ハ永々お世話さまニ成まして有難う存ます。草葉の蔭から手をついてお礼を申ます。あちらにハ草葉も何にもないけれど、草葉と言ねバ分らんで、私ハ此子の可愛一念で往場がないで苦しんで居まして、一度原田さんニ頼度（たい）と思ひまして、毎夜満十ヶ年の中、あ方の許へ参りましたが、お頼申せなんだが、能ふ心して先を折ずとお聞下され。私ハ原田さん

17. 現在の平塚市高根を指す。

の気の高いのと此子の悪心ひきもとどなので引戻ひきもとどされ、／して、此様な苦患くげんをして居ますよ。どふぞあ方も手を合せる心こころに成なて下され。此子の悪心あくしんや乱心らんしんハ此子の可愛余くわいじゆりに私が苦ミくるしをさせてをるに、どふぞ原田さん、／手を合せる心こころに成なて下され。所詮しよせん聞きて下されねバ、此子をつき殺ころして此子の苦ミくるしの通りどふをあ方なみすくニさせますニ、夫それを証拠しやうこニ私の言事いふをどふぞ、／聞きて下され。此子ハ人並勝れた悪心者。我心こころで我身わがみを亡ほろぼす此子でやで、私が草葉くさばの蔭かげで手を合あて頼たのみますニ、頼たのみますニ、／聞きて下され。皆さまハ死といふたのしみが有共、私ハ死と言たのしみないで、のみニ成なと、蚊かニ成なと、蠅はいに成なて生なれ来度きたいのたのしむのみ。どふぞお師匠様ししやうといふか、何んと言いかハ知らね共、心こころの高い心こころを低ひくくして腹の中はらから此子の事ことを頼たのんで下され。さふ致いたしたら私も助たする道みちも出来ませふニどふぞお頼申たのます、／／。お師匠様ししやうとやら此子こをどふぞお頼申たのます、／／。もふ私ハ帰かへります」。

翌よく九日午後五時、又々(ママ)「原田、なぜ心こころを改めて下されん。私ハ昨日より一時はなも離はなれずニ詠なが居おり、なぜ心こころを改めて下されん。所詮しよせん改めて呉あぬ事ことなら、此子こを引連つれて、／」と言いれしかバ、其詞ことばの中なかニ原田氏はらだが「あ、分わかつたよ、／。腹はらの中なかが割わて見みせ度たい」と言い。

そこで雪音言ゆきねやう、「清泉病氣直たどりましたら、譬たとへ十日じふなりとも東京とうきやうへ連つれ帰かへりて、原田さん、此子こニ能よう説せつ諭ゆ（論）をして心こころ改かまりし其上かみハ、又お引受致ひきうませふ」と約束やくそくせしを、母ははの精靈せいりやう聞きて、「お師匠様ししやうと言いだか知らねども、只ただ [で] さへ心こころの定さだまらぬ此子こを東京とうきやうへ連つれ帰かへれば、私も此子こも原田さんはらだも共ともニ、／〔ニ〕此苦くるみ。どふぞ、／原田さん、心こころして心こころして心こころ低ひくうして、腹はらの中なかから願ねがひ頂たまい戴か。又十八日ハ大切成御命日<sup>18</sup>。原田さんハ御存ごぞんないが大切成御命日故、十八日迄いこちらニ居いて、お師匠様ししやうと二人〔り〕して此子の本心ほんしんニ立たかへる様頼たのます姿すがた無な私故わがみ、こちらから手てを合あせて拝おがみますニ、どふぞお頼たの申ます、／／／／。最もふ来こやせんニ、原田さん、聞きて下されバよし。聞きて下されねバ、此十八日こを限かぎりニ此子こを連つれて行いきますよ、／」。そこで雪音ゆきねの言様ことば、「其様まニ『原田さん<sup>19</sup>、此子』、『原田さん、此子』』と言いはずと、此子の事ことハ私わががどこ迄いも引受ひきうまするで、如来様にがはと言い事ことをよふ覚おぼて、如来様にがはニ願ねがつて如来様にがはニ助たすて貰もらひなさい。私も願ねがつて上ありますニ」と申ませば、と（そ）こで母ははの精靈せいりやうハまことになづき、「有難ありがたう〔し〕存ぞんじます。其様まな事ことハ誰たれも一口ひとくちも教おしてくりやせんニ有難ありがたう存ぞんじます、／／」と、真まことニ歓よろこびの体ていニして、是より母ははの精靈せいりやうハ、如来様にがはニ願ねがひ申ます、御縁ごゑんを結むすびしと相見あひまゆ。

亦、「原田さん、気高い心こころをひくうして腹はらの中なかから、心こころして、／此子の事ことを頼たのんで下され。さふ致いたしたら私も助たする道みちも出来ませうニ、原田さん家いおりの中なかの垣かきハ悪いニ、是からハ家内満足まんぞくむつまじく、連つ添そたお方いおりニハ東京とうきやうとやらニ庵いおりとやらが有あさうなニ、月の四よへんの御命日ハ御参詣ごさんぎをさせ、あ方かみハおいそがしいお身体からだゆへ、月づニ一度宛手いつを合あせニ行

18. 如来教では、江戸中期に急速に広まっていた金毘羅大権現と崇徳上皇を一体視する説に立って、3月18日を金毘羅の命日と捉え、毎月18日にもその命日供養を営んできている。

19. この「原田さん」は清泉の父のことではなく、降霊中の亡母を指す。

て頂戴。そふしてあちらニ春とやら秋とやら勤まる事が有さうなニ、原田さん、三日成共、勤ニ行て、お師匠様ニ手をついて此子の事を能頼で頂戴。さふして此子の身のまはり、私ハ姿なきゆへ着物ハ入(要)ませんが、此子ハ身体有故、着物と飯米を遣て下され。あ方、一生命有中ハ忘れぬやうニ尽して下され。どふぞお頼申ます\。さふかとして此子ニ渡すと只さへ気高い此子故、此子ニハ一口も言ずに能々(よくよく)御師匠様へ手をついてお渡し申て願ツて下され。其代りニハあ方が遊んで居ても不自由ハないニ、不自由ハないニ、私が草葉の蔭から手を合て祈りますよ。此十八日ハ大切成御命日。原田さんニハ分らんが、大切成御命日故、此子の世話ニ成たお方がたへハお茶をさし上て、御飯を焚て振舞て、私の供養に勤て下され。私の供養と申てハ済ませんが、私や此子の為でハ無に、あ方の身のお徳でやニ\、手をついて\、皆さまニ私ニ成代りお礼を申て下され。頼みます\。どふぞ\」と度々(たびたび)の頼ミ。

「お師匠様と言でやか、何と言でやか知らね共、此子ハ人様とハ違ひ、悪心成此子故、お骨も折ませふが、手ニ付足ニ付世話やいて、どふそ本心ニ立かへる迄お頼ミ申ます\。原田さん、私の言事を本途〔と〕思召ぬ中ハ、此子ニ惱を懸さする故、夫(それ)を証拠に頼ますよ。あ方の疑ひ晴す為、此十八日迄病気を狂ハして、私ハ草葉の蔭から詠て居ますよ。もふ帰りますよ。お頼申ます\」。

暫くして、真壁氏ニ向ひ、「どなた様の家かハ知らね共、此子を爰迄連れて来て、お世話さまニ成まして有難う存ます\。私も姿有なら手をついてお礼を申ますが、姿ない私ゆへ、草葉の蔭から手をついてお礼を申ます\。有難う存ます。もふ帰ります\」。

清泉ハ身体自由ならざれ共、帰庵を望まる、ニ付、其夜、高根同行真壁氏を初め七名にて、釣て帰庵致す。其後清泉ハ大病の容体ニして、只お水とおもゆ少々のみ。八日間程ハ容体啻ならず、言語も通ぜず。手真似ニして日夜ニ地獄の苦患の有様を眼前ニ見せしめ、折々又も原田さんニ「是迄ニ異見を言たが、裏切をする原田さんゆへ、所詮叶ハぬ事なら、此子連れて行」と申て、其時ニハ清泉事、息たへ\と成し。又其中ニも原田さんを「どふぞ\」と思ふ一念の有様見請られたるニ仍り、庵主雪音申様、「原田さんニ信心さする事ハ、妙花庵主と私で引受て信心ハさせます故、御安心なされ」と申たれば、「そんなら妙花庵主を呼で下され」と申。尚原田氏と連添お方と寺井様と山田さまとの五人を「早くお呼下され」と申ニ付、夫々(それぞれ)へ通知し、十五日ニ右五名来る。

如何ニも待詫し風ニ見へて、清泉一時本性ニさせ、一同の方ニ挨拶をさせ、間もなく母の精霊と変り、苦ミ出し、七転八倒、水火の責苦の有様、凡十五分間。実ニ此容体ハ筆紙ニ尽せず。其苦ミを眼前ニ見せしめて、頓て「寺井様、山田様ニハおいそがしきお身体をわざ\お呼寄申まして有難う存ます。伏てお礼申ます。皆様をお呼申たハ、外でハ有ませんが、『皆様ニ死(しぬ)と言事を教て呉よ』と如来様ニ頼れたで、夫(それ)でお呼申たで、よふ心してお聞下され。皆様、死ぬと言事ハ大事でやに\、死と此

苦患くげんハ遁のがれられんニ、どふぞ皆様、信心をして下され。どふぞお頼申ます、私が此子の悪心のこものを残して死のこニましたで、原田さんニ難儀おつえんふかをさせましたが、此子おつえんふか仏縁かみ深くて、お弟子かみニして戴かきしお蔭ふかニ、此子おつえんふかニ出て来て皆様と話をおつえんふかする事が出来かみます。髪かみ有かみお方かみへハ出かみて来かみられんが、此子おつえんふかハ悪心おつえんふかな子おつえんふかでやが、仏縁おつえんふかが深おつえんふかい故おつえんふか、口おつえんふかをかりてお話おつえんふかが出来おつえんふかます。原田さん、家内いくたりハ幾人いくたり替いくたりへても同じ事つれそふでやニ、連添つれそふお方もとゞかぬ事つれそふも有つれそふませふが、因縁いんえんでやニ、不肖ふしやうをして可愛いんえんふかかつて上いんえんふかて下いんえんふかされ」。又家内いんえんふかニ向いんえんふかひ、「因縁いんえんふか深いんえんふかき面倒めんどうな家でやが、不肖ふしやうをして道ふしやうを立て、どふぞお頼申ます。此子いんえんふかが世話いんえんふかニ成いんえんふかたで、お礼いんえんふかニ此いんえんふか地獄いんえんふかの苦患いんえんふかを見いんえんふかせて上いんえんふかますのでや」。

「寺井様くろしニハ、私くろしハ知らんお方くろしでやが、此子くろしを心かニ懸かて下かされたお礼かニけふハお呼申かましたが、此苦かミを見て、地獄おそろの怖おそろしいと言おそろ事を承知おそろをして、此度おそろ 20 様の御辞様おそろとやらを御聴聞おそろをして信心おそろをして下おそろされ。是おそろハ私おそろよりお礼おそろとして申おそろ上おそろます」。

「山田おばさんをお呼申おんつぎたハ、あ方の娘おんつぎおむよ様、森岡おんつぎとやらへ縁付おんつぎ、何おんつぎ不自由おんつぎもなく暮おんつぎし居おんつぎ、先年おんつぎ死おんつぎだが、金おんつぎに思おんつぎひを残おんつぎしたる故おんつぎ、私おんつぎ同様おんつぎ苦患おんつぎをして居おんつぎて、どふ言おんつぎ能折おんつぎやら、原田おんつぎの子おんつぎと成おんつぎて生おんつぎれて居おんつぎるで、夫おんつぎ(それ)が教おんつぎて上度おんつぎ(たく)てお呼申おんつぎた。其子おんつぎを世話おんつぎをするも其おんつぎ因縁おんつぎで、自然おんつぎと其子おんつぎの世話おんつぎをして下おんつぎされた。死ぬおんつぎと怖おんつぎ敷おんつぎ苦患おんつぎをセニや成おんつぎぬニ、近い所おんつぎニ庵おんつぎとやらが有おんつぎさうなニ、おいそがしい身体おんつぎだが、月おんつぎニ一度おんつぎ宛おんつぎハ御参詣おんつぎをして、神様おんつぎの御辞様おんつぎとやらを能おんつぎ(よう)腹おんつぎへ入おんつぎて信心おんつぎをして下おんつぎされ。是おんつぎハお礼おんつぎとして教おんつぎて上おんつぎますニ、どふぞお頼申ます。皆様おんつぎ、是おんつぎより能おんつぎ々おんつぎ(よくよく)御信心おんつぎをして、腹おんつぎを立おんつぎぬやう、家内おんつぎ満足おんつぎ、後世おんつぎの怖おんつぎ敷おんつぎと言おんつぎ事おんつぎ、くれ\」と能おんつぎ(よう)言聞おんつぎセ。

別おんつぎて原田氏おんつぎへの異見おんつぎ厳おんつぎく、「先第一おんつぎ腹おんつぎを立おんつぎぬ事おんつぎ、断おんつぎをしてお帰おんつぎりなされ。もふ是おんつぎで原田さんへの異見おんつぎハお暇おんつぎ乞おんつぎでやニ、是迄おんつぎの異見おんつぎきつと用おんつぎいて下おんつぎされ。用おんつぎひて下おんつぎされんと、どふも斯おんつぎも成おんつぎんやうニ成おんつぎますニ、此事おんつぎを能おんつぎ(よう)腹おんつぎの中おんつぎへくすげ込んで用おんつぎいて下おんつぎされ」と、返おんつぎす\」も言おんつぎれたり。

「爰おんつぎのお師匠様おんつぎとやら、東京おんつぎのお師匠様おんつぎとやら、原田さんの事おんつぎ、どふぞお頼ミ申ます\」。私おんつぎハ此子おんつぎの仏縁おんつぎ深くてお弟子おんつぎニして戴おんつぎきしお蔭おんつぎニ、如来様おんつぎや御師匠様おんつぎのお蔭おんつぎニて、九月三日おんつぎニ八人の腹おんつぎへ宿おんつぎれる事おんつぎニ成おんつぎまして、右おんつぎの手おんつぎニ赤おんつぎきあざの有おんつぎ子が何所おんつぎかニ生おんつぎれましたら私おんつぎだニ、其子おんつぎ大きく成おんつぎましたら、是非おんつぎお弟子おんつぎニしてやつて下おんつぎされ。お頼ミ申ます。此子おんつぎの仏縁おんつぎ深おんつぎきお蔭おんつぎニて如来様おんつぎニ助おんつぎられ、是迄おんつぎの怖おんつぎ敷おんつぎ水火おんつぎの責おんつぎ苦おんつぎを遁おんつぎれ、楽おんつぎな身おんつぎと成おんつぎました。お礼おんつぎ申ます。原田さんの疑おんつぎひ晴おんつぎさセ(ん)が為おんつぎ、十八日おんつぎ迄おんつぎ此子おんつぎニ氣おんつぎを狂おんつぎ(わ)せて置おんつぎますが、十八日おんつぎ午前おんつぎ四時おんつぎニハ本氣おんつぎニしてお目おんつぎニかけますで、其日おんつぎニハ原田様おんつぎニも是非おんつぎ御参詣おんつぎ被下おんつぎ(くだされ)て、私おんつぎの供養おんつぎをして下おんつぎされ。お頼申します。」

「又おんつぎすみ子おんつぎ(原田氏末女)ハ独おんつぎりの女おんつぎの子おんつぎニて出家おんつぎニせるもおしからふが、因縁おんつぎ深おんつぎき者おんつぎ故おんつぎ、成人おんつぎすると此子おんつぎ以上の親おんつぎニ苦患おんつぎを懸おんつぎる子おんつぎでやニ、今おんつぎより心おんつぎニ懸おんつぎて早おんつぎく手許おんつぎへ引取おんつぎ

20. 如来教信仰の自称。

育てなされ。子供と言ハ、親の手元でないといかんニ、成人の上ハ出家ニさせなされ。私よりお進（勸）申ます」。

此日ハ清泉の容体病氣全快の体ニして、咽道開き、胸の中、楽に成、食事も通り、いかにも嬉しさうニ、ニこり／＼と喜びの体ニ見へたり。

又「十八日ハ大切成御命日故、私の供養と此子の剃髪の悦ひとを兼て、はでニ成ぬやうニ、立派ニ蒸物を付て、腹の中から心して手をついて、お師匠様へ願つて下され。さふして同行のお方ニハ腰をひくふして、私ニ代ツてよふ礼を言て下され。お頼申ます。」

夫（それ）より十五日以後参詣の人ニ向ひ、一人／＼ニ、地獄の有様火炎の燃る容体怖敷事、手真似ニて誠ニ眼前ニ見せしめ、来る人毎ニ腸ニ染込せ、実ニ地獄の怖敷事を深く染込せたり。

弥十八日に相成、兼て約束の通り、午前十時チンと打と同時ニむくりと起て、「朝寝をして済ません」と言て、時計を見て、「十時迄も朝寝をしてすみません。ごめん遊バセ」と申、「なぜ早う起して下されぬ。私ハ地獄の夢を見て居ました。」「地獄と言はどんな所でや」と尋たれば、「きれいなとも、広い共、言様はない。右の方ニハ白き蓮花限りなく咲て居、左リニハ赤き蓮花が限りなくきれいな共／＼咲て、其向ニハ大きな寺の棟が見へて、寺の前に白鬚のお爺さんが手招きをする故、『ゆこふ／＼』と思つて、娑婆で言と十五日間も昼夜すたこら／＼。あちらニハ日にちも昼夜もなく、言ハ麗夜の様な所を歩き、誠ニ勞れて草臥た夢を見て居ました」と語る。

清泉ハ、常の如く、まめ／＼しく働き居所へ、原田氏東京より参られ、此体を見て、「成程お約束通りですな」と感じたり。

此日供養すみ、御教（経）様<sup>21</sup> 聴聞致し、勤経終る頃より、清泉苦しげニ「げい」と言出し、納戸え来りて、百人余の参詣の人の前ニて、七転八倒の苦ミをして、地獄の容体を見せ（此間十五分間 []）。此少し前ニ原田氏一同ニ向ひ言様、「私ハ清泉の親ですが、一寸皆様ニ失礼して御礼を申ます。清泉の母が『私の供養ニ皆様ニお茶をさし上て呉へ』と申ます故ニ、どふぞお上り下され。ちよつと御不礼をして、私が確信した事をちよつと御風意聴致します。此御法をこんなあざとく譬へてハ済ませんが、まづ各宗門と此御法とを譬て申ますと、まづ皆様が金が有て自身持て居と、失なふと言（いう）うれしいが有。銀行へ預ケやうとすれば、各銀行も有が、又銀行がつぶれると言（いう）心配もあり、そこで日本銀行へ預れば譬へつぶれてもあきらめがつく。此度の御法がまづ此通りと私ハ思ひますニ、皆様御熱心で結構ですが、尚どふぞお励ミ下され」と申されしかば、監正院ハ原田氏を叱り、「先刻のお話しハまだ早い。あれハ腰の高い、すつ天上と言ものですぞへ」と大き成声にて示し、夫（それ）より「皆様が死ぬと言事を思つて来る人ハ

21. 教祖喜之の在世期に彼女の神がかりの説教を書きとめたもの。次第に如来教經典とみなされるようになった。

一人もなく、只娑婆の御都合や病気の事のお願のみ。皆様が皆さまが心して\／聞て頂戴」。

大き成声にて、「私ハ満十ヶ年の間、地獄の苦しみを致しましたが、原田さんと此子の仏縁の深いので、如来様ニ助けられました、此子出家をさせ、此様な悪心な子でも御師匠様がいろ\／と見育て下されたお蔭さまニ、私ハ楽の身と成ました。私ハ九月三日ニハ人の腹へ宿り、世界へ出て仏道修行をさせて戴きます。偏に御師匠様のお蔭さま、有難う存ます。有がたう存ます\／\／\／\／」。

「皆様が死ぬと言事ハ大事でやニ\／\／、腹の中のいがりをとつて、腹の中から如来様を力ニしてお願申被成(なされ)ましよ。私ハもふ是で来ん約束成(なれ)ど、如来様から十八日迄の仰付なれど、皆様が死ぬと言事思つて御信心のお方がたなき故、もふ廿五日迄此子の身体をかりて、皆様ニお話せよと仰せ付ゆへ、又廿五日迄、此子の身体かりて居ます故、私が能手本でやニ、死ぬと此苦患を遁れられんニ、どふぞ思ひを捨て、思ひを捨て、一心ニ如来様ニお願申て、地獄の苦患遁れて下されましよ\／。私が能(よき)手本でやニ、私が能(よき)手本でやニ、死ぬと此苦患ハ遁れられんニ、嘘でやないニ、本途でやニ、こりや本途でやニ」。

「此百人以上の参詣の中ニも四五人ハ、『何の事やら』と思つて居人も有ます。亦中ニハ『狐か狸か又ハ魔法』と思つて居人も有ますが、どふして\／狐や狸が死ぬ事や地獄の事を教て呉ませう。決して\／魔法でハ有ません。さふ思ふお方がたハ此廿五日迄、私ハ爰に居ますニ、心改めて御信心なされ、バ、仕合\／。心改まらねバお止めなされ\／。私ハ如来様ニ言付られて、『皆様の心改めさせて来い』と言付られて、皆の心改めし其時ハ、「其功ニ九月三日ニハ人の腹へ宿らせるとくれ\／」とのお約束故、私が地獄の苦ミして見せて上るのでや、見せて上るのでや」。

「此中ニ夫婦にて来て居お方、別て呼ニやりました。其方ハ人の善悪見て、いろ\／と言。仮初ニも頭を丸め出家をしたもの、善悪、『あ、』『斯』と言、大不届者と大き成声にて叱り、如来様や神様ハ大きな涙をこぼしお泣被成(なされ)て見へるぞへ。夫(それ)が皆様へ見せて上度(たい)が、見せて上られんで、教て上るのでや」。

又「泉屋さん、能(よう)こそこんな悪心な子を導て下されて有難う存ます。幾重ニもお礼申ます\／\／\／」。

「真壁様ニハ此子がゑらいお世話さまニ成まして、有難う存ます。お礼申ます」。

「弥吉様ニハ此子を心ニ懸て下されて有難う存ます。お礼申ます」。

「おしげさまニハ今度の事をどふぞ\／思つて、いそがしい処を朝から此子の許へ来て、心に懸て被下(くだされ)たお礼として、私如き者で利益を授けるの、病氣直すのと言事ハ出来ませんが、如来様へ伏して御願申て、何か証拠無てハ疑ひも晴ぬゆへ、証拠の為ニ下されました。おしげさんへハまづ是丈。もふ帰ります」。

此皆々を示す様体ハ、監正院の真心ニ無明老師の御心添せられし御事にて、御生存中

『監正院殿告辞』

の御辞ニ少しも紛れなく、皆々恐入、御教訓之趣、謹で腹ニ染ミて拝聴致候御事なり。

清泉ハ監正院ニ身体をかしたる容体ニして、辞終るや十分間位ハ静ニ撰り居（おる）。眼を開き、微笑して、只々嬉しき有様のみ。身体ニハ玉の様成汗をかき、眼ニハ泪を流して信人ニ「どふぞ\」と思ふ一念。是ハ精霊ニ身体をかすと死人同様真さほ（青）ニ成のなれ共、夫（それ）でハ人々おぞしく<sup>22</sup>思ふゆへ、如来様の御慈悲ニて顔と手先丈ハ人並の色ニして有との話なり。

此十八日迄ニ、原田氏及其一家悉く呼寄異見之上、此度様替なき御利益ニ取継る様ニ、監正院信心を以て御縁結びし事、広大成事也。

「尾張国熱田旗屋 御本元」（角朱印）

「昭和廿四年十月一日 寄贈 石橋文庫」（角ゴム印）

監正院殿告辞 中

「尾張国熱田旗屋 御本元」（角朱印）

八月十八日迄ニ、原田一家を悉く此度の御縁ニ纏らせ、真の信心の心をおこさしめ、当月湘庵ハ最初、清泉御結縁のゆかりもあり、依て監正院、清泉の体をかりて、其お礼として先此平塚月湘庵同行<sup>23</sup>を全国中諸庵の見せしめ、戒しむるとの事ニて、十九日ニハ、秀造の家内お菊さを呼、弥吉さを呼、角蔵夫婦を呼寄、四人を並べ置、頓て苦しみ出し、七転八倒地獄の苦患、十五分斗（ばかり）の間、実ニ怖敷（おそろしき）地獄の有様を眼前ニ見せしめ、夫（それ）より角蔵夫婦ニ向ひ、「お前の所の信心の仕方ハ、一ツとして道筋ハ立て居（お）らんぞよ。坊主の選好をするハ何事でや。坊主の選好をするといふハ、怖しいすつ天上でや。元のおこりハ知らね共、人のどふぞと思ふ心を、『あの餓鬼』でやの『餓鬼庵主』のとハ何事でや。即刻ニ改めて、手をついて降参をすればよし。本途ニ改らん其時ハ、子供三人有さふなが、子程可愛いものハなからふが、其三人を引取て此苦ミをさせます」との、神様よりのお言伝。「先年、倅が死んだ様だが、あの子ハ寿命の有（ある）子でやが、お戒めニお引取ニ成たのニ、夫（それ）も気付ずニ、人の噂さこわさ斗（ばか）りを言て、今ニ死ぬと私ごときでない、怖しい苦患をセにや成（なら）ぬニ、よふ心して\勤考をして、まづ庵主と弥吉さんニ、手をついて腹の中から降参をして改つたら、明朝四時より一週間、心改めて日参を被成（なされ）。日参中ハ無言ニして勤めよ」と、大音ニて戒しむ。

亦お菊さまニ向ひ、「旦那も呼ので有たが、所用でお留守の様子ゆへ、まづあ方（なた）

22. 「おぞしく」は、「おぞましく」の意か。

23. 以下に言及がある「秀造の家内お菊」「弥吉」「角蔵夫婦」はいずれも、監正院の憑霊に際し、原田正子が在庵していた如来教の末庵月湘庵の総代ないし信徒。

丈(だけ)お呼<sup>よび</sup>申<sup>ま</sup>ましたが、ふしんニ付、少々<sup>つまびらか</sup>の事も有<sup>あ</sup>たさうなが、事<sup>こと</sup>詳<sup>つ</sup>ニハ言<sup>い</sup>んが、人のどふぞと思<sup>おも</sup>ふ信心<sup>しんじん</sup>を妬<sup>ねた</sup>ミ嫉<sup>そね</sup>ミの心<sup>こころ</sup>ニて、人の信<sup>しん</sup>(まこと)を悪<sup>あく</sup>ニ請<sup>うけ</sup>、背<sup>せ</sup>中<sup>なか</sup>合<sup>あ</sup>せの心を起<sup>おこ</sup>し、そんな心<sup>こころ</sup>でハ総<sup>そう</sup>代<sup>だい</sup>とハ言<sup>い</sup>れませぬぞへ。そんな心<sup>こころ</sup>なら、まあ惣<sup>そう</sup>代<sup>だい</sup>ハお止<sup>と</sup>めなされと、旦那<sup>かへ</sup>が帰<sup>かへ</sup>られたら、能<sup>よ</sup>伝<sup>でん</sup>へなされ。お前<sup>まへ</sup>様<sup>さま</sup>ハ口<sup>くち</sup>がやかましいぞへ。断<sup>たて</sup>をなされ」と、大音<sup>おん</sup>ニて叱<sup>しか</sup>り、弥<sup>や</sup>吉<sup>きち</sup>さんニハ、「『どふぞ』』と御<sup>ご</sup>奉<sup>ほう</sup>公<sup>こう</sup>をする心<sup>こころ</sup>ハ結構<sup>こしたか</sup>でやが、腰<sup>こし</sup>高<sup>たか</sup>いで、背<sup>せ</sup>中<sup>なか</sup>合<sup>あ</sup>の心<sup>こころ</sup>ができるで、其<sup>その</sup>心<sup>こころ</sup>でハ死<sup>し</sup>ぬ道<sup>みち</sup>ハふさがります。能<sup>よ</sup>(よう)勤<sup>ごん</sup>考<sup>こう</sup>をして、四名<sup>なな</sup>の人<sup>ひと</sup>ハ尚<sup>なを</sup>々<sup>うと</sup>打<sup>う</sup>解<sup>げ</sup>て丸<sup>まる</sup>く暮<sup>く</sup>して下<sup>くだ</sup>され。お頼<sup>たの</sup>ミ申<sup>ま</sup>す」。

翌<sup>よく</sup>廿<sup>に</sup>日<sup>じつ</sup>ニハ伊<sup>い</sup>勢<sup>せい</sup>屋<sup>や</sup>夫<sup>ぶ</sup>婦<sup>ふ</sup><sup>24</sup>を呼<sup>よび</sup>、まづ地<sup>ぢ</sup>獄<sup>ごく</sup>の容<sup>やう</sup>体<sup>たい</sup>七<sup>しち</sup>転<sup>てん</sup>八<sup>はち</sup>倒<sup>たう</sup>の苦<sup>く</sup>患<sup>げん</sup>を十五<sup>じゅうご</sup>分<sup>ぶん</sup>間<sup>かん</sup>程<sup>ほど</sup>目<sup>め</sup>ニ見<sup>み</sup>せしめ置<sup>おき</sup>、「お前<sup>まへ</sup>さん夫<sup>ぶ</sup>婦<sup>ふ</sup>を呼<sup>よ</sup>寄<sup>よ</sup>たハ外<sup>ほか</sup>でハない。平<sup>へい</sup>塚<sup>づか</sup>の同<sup>どう</sup>行<sup>ぎょう</sup>ニこんな人<sup>ひと</sup>が有<sup>あ</sup>と云<sup>い</sup>れてハ愧<sup>はづ</sup>かしいで、呼<sup>よ</sup>で言<sup>い</sup>て上<sup>あ</sup>るのでや。夫<sup>お</sup>(それ)ニ二<sup>に</sup>人<sup>にん</sup>[り]の子<sup>こ</sup>供<sup>ども</sup>が出家<sup>しやう</sup>をして、『其<sup>その</sup>弟<sup>てい</sup>子<sup>し</sup>の親<sup>おや</sup>達<sup>たち</sup>ハあんな心<sup>こころ</sup>で居<sup>い</sup>(おる)か』とて、あち<sup>あ</sup>らから、御<sup>ご</sup>師<sup>し</sup>匠<sup>じやう</sup>さまが泣<sup>な</sup>いて、おや<sup>お</sup>るせ<sup>せ</sup>ない思<sup>おも</sup>召<sup>めい</sup>故<sup>こ</sup>、け<sup>け</sup>ふハわ<sup>わ</sup>ざ呼<sup>よ</sup>寄<sup>よ</sup>て事<sup>こと</sup>詳<sup>つ</sup>ニ言<sup>い</sup>ふと思<sup>おも</sup>つたが、外<sup>ほか</sup>ニ参<sup>さん</sup>詣<sup>けい</sup>の人<sup>ひと</sup>も有<sup>あ</sup>で、細<sup>こま</sup>かくハ言<sup>い</sup>んが、子<sup>こ</sup>供<sup>ども</sup>の二<sup>に</sup>人<sup>にん</sup>[り]も有<sup>あ</sup>嫁<sup>よめ</sup>を離<sup>り</sup>縁<sup>えん</sup>をして、其<sup>その</sup>嫁<sup>よめ</sup>の心<sup>こころ</sup>も察<sup>さつ</sup>せずニ、我<sup>わが</sup>娘<sup>むすめ</sup>が二<sup>に</sup>人<sup>にん</sup>[り]も子<sup>こ</sup>供<sup>ども</sup>を置<sup>お</sup>て、き<sup>き</sup>ずを付<sup>つ</sup>られて離<sup>り</sup>縁<sup>えん</sup>をしたら、親<sup>おや</sup>の心<sup>こころ</sup>ハ何<sup>なん</sup>と有<sup>あ</sup>ふ。お前<sup>まへ</sup>の思<sup>おも</sup>ふ様<sup>よう</sup>な嫁<sup>よめ</sup>でハ無<sup>な</sup>つたと断<sup>だん</sup>言<sup>げん</sup>をする。お前<sup>まへ</sup>の嫁<sup>よめ</sup>で有<sup>あ</sup>たら、其<sup>その</sup>心<sup>こころ</sup>も有<sup>あ</sup>ふが、あ<sup>あ</sup>の嫁<sup>よめ</sup>ハ正<sup>せい</sup>直<sup>ち</sup>な嫁<sup>よめ</sup>で有<sup>あ</sup>たニ、夫<sup>お</sup>(それ)ニ疵<sup>きず</sup>を付<sup>つ</sup>て追<sup>お</sup>出<sup>だ</sup>し、あ<sup>あ</sup>の嫁<sup>よめ</sup>ハ脇<sup>わき</sup>へ縁<sup>えん</sup>付<sup>つけ</sup>たが、事<sup>こと</sup>ニ付<sup>つけ</sup>、品<sup>しん</sup>ニ付<sup>つけ</sup>、子<sup>こ</sup>供<sup>ども</sup>ハど<sup>ど</sup>ふしてを<sup>を</sup>る知<sup>し</sup>らんと、子<sup>こ</sup>供<sup>ども</sup>の事<sup>こと</sup>ハ忘<sup>わす</sup>るゝひ<sup>ひ</sup>ま<sup>ま</sup>なく思<sup>おも</sup>つて居<sup>い</sup>(おる)。其<sup>その</sup>思<sup>おも</sup>ひでも家<sup>いへ</sup>ハ満<sup>まん</sup>足<sup>じやく</sup>ハせぬ。永<sup>えい</sup>々<sup>じやく</sup>の間<sup>かん</sup>、御<sup>ご</sup>辞<sup>じ</sup>様<sup>よう</sup>を聴<sup>き</sup>聞<sup>き</sup>しても、馬<sup>ま</sup>の耳<sup>みみ</sup>ニ風<sup>かぜ</sup>とやら。そのど根<sup>こん</sup>生<sup>じやう</sup>(性)でハ是<sup>こ</sup>レ以上<sup>じやう</sup>の苦<sup>く</sup>患<sup>げん</sup>ハ遁<sup>のが</sup>れられんニ、嫁<sup>よめ</sup>ニ手<sup>て</sup>をついて誤<sup>あや</sup>ま(謝)る事<sup>こと</sup>ハ出来<sup>あ</sup>まいニ、まづ心<sup>こころ</sup>改<sup>か</sup>めて如<sup>ごと</sup>来<sup>ら</sup>様<sup>よう</sup>ニ降<sup>か</sup>参<sup>さん</sup>をなされ」と戒<sup>かい</sup>めければ、妻<sup>こと</sup>のおたね、詞<sup>こと</sup>返<sup>はかへ</sup>しを致<sup>しめ</sup>したれば、「藤<sup>ふじ</sup>次<sup>じ</sup>郎<sup>らう</sup>さんハ、少<sup>ち</sup>々<sup>じやく</sup>改<sup>か</sup>める風<sup>かぜ</sup>も見<sup>み</sup>へて居<sup>い</sup>(おる)が、其<sup>その</sup>たねさん<sup>たね</sup>のど根<sup>こん</sup>生<sup>じやう</sup>(性)ハ、夫<sup>お</sup>(それ)が餓<sup>が</sup>鬼<sup>き</sup>でや、畜<sup>ちく</sup>生<sup>しやう</sup>でや、外<sup>げ</sup>道<sup>どう</sup>でや」と、大<sup>だい</sup>き成<sup>せい</sup>(なる)声<sup>こゑ</sup>ニて戒<sup>かい</sup>しめ、「お前<sup>まへ</sup>が其<sup>その</sup>根<sup>こん</sup>生<sup>じやう</sup>(性)で居<sup>い</sup>(おる)と、二<sup>に</sup>人<sup>にん</sup>[り]出家<sup>しやう</sup>をして居<sup>い</sup>(おつ)ても、御<sup>ご</sup>師<sup>し</sup>匠<sup>じやう</sup>様<sup>よう</sup>があち<sup>あ</sup>らから詠<sup>えい</sup>て、一<sup>い</sup>人<sup>にん</sup>[り]の姉<sup>あね</sup>の方<sup>かた</sup>ハ少<sup>ち</sup>々<sup>じやく</sup>道<sup>みち</sup>も明<sup>あ</sup>て居<sup>い</sup>(おる)が、母<sup>はは</sup>の罪<sup>つみ</sup>つぐのひ<sup>ひ</sup>ニおハれて居<sup>い</sup>(おる)を、お歎<sup>なげ</sup>き故<sup>ゆへ</sup>、言<sup>い</sup>て上<sup>あ</sup>ますのでや。『是<sup>こ</sup>で改<sup>か</sup>めればよし、改<sup>か</sup>めん其<sup>その</sup>時<sup>とき</sup>ハ断<sup>だん</sup>絶<sup>ぜつ</sup>を申<sup>ま</sup>付<sup>つけ</sup>る』との、神<sup>かみ</sup>様<sup>さま</sup>よりの御<sup>ご</sup>言<sup>ごん</sup>伝<sup>でん</sup>。啞<sup>お</sup>(嘘)と思<sup>おも</sup>ハゞ、一<sup>い</sup>ト月<sup>げつ</sup>ニてもさ<sup>さ</sup>してお目<sup>め</sup>ニ懸<sup>か</sup>ますぞへ。改<sup>か</sup>まらねバお腕<sup>わん</sup>を持<sup>も</sup>つて立<sup>た</sup>てますニ、御<sup>ご</sup>勤<sup>ごん</sup>考<sup>こう</sup>なされ」と、大<sup>だい</sup>音<sup>おん</sup>ニて示<sup>しめ</sup>されたり。

翌<sup>よく</sup>廿<sup>に</sup>一<sup>じつ</sup>日<sup>にち</sup>(元<sup>げん</sup>七<sup>しち</sup>月<sup>げつ</sup>朔<sup>しやく</sup>日<sup>にち</sup>、覚<sup>かく</sup>善<sup>ぜん</sup>院<sup>いん</sup>御<sup>ご</sup>正<sup>せい</sup>当<sup>たう</sup><sup>25</sup>を勤<sup>ごん</sup>む)、此<sup>こ</sup>日<sup>にち</sup>ハ午<sup>ごん</sup>前<sup>ぜん</sup>十<sup>じゅう</sup>時<sup>じ</sup>ニ本<sup>ほん</sup>性<sup>しやう</sup>ニ成<sup>め</sup>、眼<sup>め</sup>を開<sup>ひら</sup>き、あ<sup>あ</sup>たりを見<sup>み</sup>廻<sup>まわ</sup>し、「此<sup>こ</sup>のやう<sup>やう</sup>ニ大<sup>だい</sup>勢<sup>せい</sup>さま、私<sup>ま</sup>の枕<sup>まくら</sup>元<sup>もと</sup>ニ居<sup>い</sup>る、ど<sup>ど</sup>ふ言<sup>ごん</sup>訳<sup>やく</sup>です。大<sup>だい</sup>病<sup>びやう</sup>でも有<sup>あ</sup>まいニ」と言<sup>い</sup>つゝ、床<sup>とこ</sup>を上げ、「亦<sup>また</sup>地<sup>ぢ</sup>獄<sup>ごく</sup>の夢<sup>む</sup>をみまし」との話<sup>わら</sup>。「最<sup>さい</sup>初<sup>しよ</sup>の中<sup>ちゆう</sup>ハ蓮<sup>れん</sup>池<sup>ぢ</sup>のお爺<sup>おや</sup>さんが手<sup>て</sup>招<sup>まね</sup>きをして居<sup>い</sup>て、今<sup>いま</sup>ハにや」と笑<sup>わら</sup>つて見<sup>み</sup>へるで、心<sup>こころ</sup>持<sup>もち</sup>が悪<sup>わる</sup>いで、そ<sup>そ</sup>こで坐<sup>ざ</sup>禅<sup>ぜん</sup>を致<sup>しめ</sup>ました。三<sup>さん</sup>日<sup>にち</sup>、四<sup>し</sup>日<sup>にち</sup>程<sup>ほど</sup>共<sup>とも</sup>思<sup>おも</sup>つて居<sup>い</sup>ましたが、広<sup>ひろ</sup>い共<sup>とも</sup>何<sup>なん</sup>共<sup>とも</sup>言<sup>ごん</sup>様<sup>よう</sup>のな<sup>な</sup>い広<sup>ひろ</sup>

24. 月湘庵の信徒のうち、前日に呼べなかった夫婦らしい。

25. 教祖喜之在世中に諸願の取次役を努めた法華行者覚善院日行(1749-1826)の年忌法要のこと。

い所ニ、大勢の人が苦しむ、泣きさけぶ有様、中ニハ振袖を着て、舞まふて振(震)ツて苦しむあり。又、白衣ニ南無妙法蓮華經と判古(子)の有物を着て振(震)ツて苦しむあり。南無阿弥陀仏と言判古(子)の有白衣を着て振て苦しむあり。諸宗門の管長さまともおぼしき金襴の袈裟を纏ひしまゝ振(震)ツて苦しむあり。洋服を着、振(震)ツて苦しむあり。尼僧の子を抱て泣て振(震)ツて苦しむあり。其人数限りなく、其中ニも此度様の徒弟らしき者も二、三人ありし。又、犬の喰合て、わん\／言て数も限りもなく、苦しんで居(おる)あり。馬ハ馬の地獄、蛇ハのた\／として居。一切生有物の地獄の有様の夢を見ましたで、私ハあんな夢を見ましたで、寿命が短いせふか」との話。

夫(それ)より常の通り働き居、御経様もすみ、勤行終ると間もなく苦しミ、凡二十分程七転八倒、地獄の有様を見せしめ、夫(それ)より監正院ハ、惣同行ニ向ひ(此日参詣百四十人程)、其中ニも、「須賀<sup>26</sup>の同行ハ心得が悪いぞへ、仮初ニも頭を丸め、出家をした者の選好をして、『あの庵主ハ斯でや』の、『此庵主ハあゝでや』のと言て、何事でや」と大音ニて叱り、此音三町ほど響く。「惣同行、御日待<sup>27</sup>の勤め方が悪いぞへ」と大音ニて叱り、「御日待と言(いう)ハ神様を請待をするを御日待でやニ、神様を請待する者ハ一人もなく、坊主の請待斗(ばかり)でや。坊主の請待をするで、お辞が腹へくすがらぬ。別ても須賀の同行ハ坊主の選好をして、坊主を量ニ掛る者もある。今度ハ家の番と言が、其番とハ何事でや。神様を御請待せる御日待なら、坊主ニはくさり飯でも能(よい)ぞや。又此中ニハ、『此坊主ニハ是をして振舞が、此坊主ニハ是丈で能(よい)』と、御馳走ニ迄隔をせる者が有ぞや。須賀の同行ハ明朝より心改めて、一週間の日参、其上御日待取極めてさし上ます」。

外同行衆ニハ日にちをさして示す。夫(それ)より、「五日夜の御日待一心でない。二心でやで、まづおさし留。来春心改まるとさし上ます。糸つなぎニ勤経丈さし上ます。否哉(や)。御即答ニ御返事」。

「どふぞお願申ます」と答。

「さし上ます。十日夜のお日待、道が立んでおさし留。此御法ニ離れると気の毒でやで、糸つなぎニ勤経丈さし上ます。否哉。御即答ニお返事」。

「どふぞお願申ます」と答ふ。

「さし上ます。十六日昼のお日待おさし留」。

「へい」と言て前へ進む。

26. 須賀は平塚の相模川河口に近い地域。

27. 「御日待」は如来教の主な活動形態の一つで、教祖在世時代は信者が教祖を自宅に招き、同信者等とともに、神憑り状態の教祖の言葉を聴聞する形だった。しかし教祖の他界後は、指導者に当たる者が教祖喜之の説教録である教典『お経様』を持参して信徒の自宅等を訪問し、それを厳かに読誦する形に変化した。勤経後には参会者に食事が振る舞われた。

「『へい』とハ何事でや。大勢の人中で名を言たら、恥入事と思ひ、日をさして言二、『へい』と言って前へ出て来るとハ何事でや」と叱り、「糸つなぎニ勤経丈さし上ます。否哉。御即答ニお返事」。

「どふぞお願申ます」。

「さし上ます。十九日夜のお日待おさし留。坊主の選好するで、お日待ハさし上ません。廿日夜御日待おさし留。今明月の間、御日待おさし留。廿二日昼御日待、道が立んでおさし留。糸つなぎニ勤経丈さし上ます。否哉、御即答。返事ニ依て\」。

「どふぞお願申ます」。

「さし上ます。廿五日夜御日待、気が薄いぞへ。お前様の家ハ因縁の深いお家でやで、是から心改めて、一週間まづ日参なされ。そんな気薄い心でハ満足せんぞへ」。

「廿六日夜御日待おさし留。さし上ません。夫(それ)がとて惣同行が、私の家ハ御日待をさし留られんとて、心ゆるしてはいけませぬ。さし留られた人よりも尚心改めてお勤なされ。皆様が本途ニ神様を御請待せねばいきませぬ。能(よう)腹へくすげ込[ま]せなされ。大事でやニ\。惣同行、断をして帰りなされ」と、大音にて戒しめ、「まづ腹を立ぬ事、○人の噂さこわさを言ぬ事、○御日待ハ神様を請待する事でや、○坊主の選好せぬ事、○参詣の帰り道、善悪を言ぬ事。此五つを心ニ断をしてお帰り被成(なされ)」と示されたり。

又、佃氏<sup>28</sup> 家内、東京より清泉病氣見舞ニ参られし。「○佃さん、今日ハ御遠方を能(よう)こそ御心ニ懸、お出(いで)下されました。私ハ知らぬ御方なれど、此子が一方ならぬ御世話ニ成、有難う存ました。此子の気の狂ツた時ニ、御心ニ懸て、一飯をお心能(よう)振舞て下された。其御志ハ、こちらから詠めて御礼を申ました。其御礼としてハ、姿ない私ゆへ、目二見へる物でハ能(よう)さし上ませんが、此度の神様の御辞様を聴聞セニや助(たすか)れませぬニ、どふぞ\此度様の御信心をして下され。是が此子がお世話ニ成た御礼です。あ方のお家ハ誠ニ満足して居てお仕合ですが、此度様でなければ、此苦患ハ通れられませぬニ、どふぞ信心をして、此苦しみをどふぞ通れて下され。私も娑婆ニ居中(おるうち)ハ、死ぬと言事、左程ニも思ひませぬのだが、死んで初ておそろしいと言事を知りましたニ、どふぞ信心をして下され」。

佃氏姉上ニも同様ニ信心の大切成事を能々進(勧)められ、「誠ニ恐入ますが、おつかい立てすみませんが、関谷のおばさんと、お仲さんとを(お仲さんと申すハ原田氏後妻也)一遍[ん]どふぞ呼で頂戴。お仲さんハ、此子の母と呼び、一度ハ義理有親共成

28. 佃は原田正子の父原田豊の知友で、精神病だと見られていた正子を心配したその夫婦は、次の段落に登場する寺井夫妻とともに、1912(大正元)年、平塚海岸の宮地嶽教会に正子を伴って訪問しようとしたが、同教会が不在のため、近くの如来教の末庵月湘庵に正子を預ける結果になったという(前掲豊行『御恩師清泉御庵主様御伝記并監正院様御教示』)。

(なり)し人。殊<sup>こと</sup>ニ子も一人〔り〕(伸<sup>しんじ</sup>ニ)残し有事故(あることゆえ)、母と成たお礼ニ、一遍〔ん〕能(よう)お聞セ申度(たい)で、私も一人〔り〕の子を残し置し為、拾ヶ年間の苦患を致しましたゆへ、今、あの心で死ぬと、私以上の苦患をセニや成(なら)んで、誠<sup>こくろう</sup>ニ御苦<sup>かけ</sup>勞を懸<sup>く</sup>ますが、廿五日ニハ帰りますで、廿三日ニハ是非来て下されと言伝て下され」と、呉々の頼み。

其人々ハ、「寺井庄次郎(原田氏知己<sup>ちき</sup>ニて、京都西山喜兵衛氏ノ東京支店長)、斎藤ゑい(原田氏妹也)、山名道雄(原田氏弟也)、佃茂治郎、大橋すゑ、同志づ(原田氏知己)、此お方がたへ、一度御礼やらお話やら仕度(したい)で、廿三日ニハ是非御出(いで)下さるやうニ」と、呉々佃家内ニ言伝(ことづて)。「御足勞様ながら、此御方々へ、此子の母が平塚ニ来て居ると、此趣を話をして、皆様ニお出被下(いでくださ)るやう、御伝へ被下(くだされ)」と、呉ぐれの頼ゆへニ、佃家内ハ「承知ヲ致<sup>たしか</sup>ました<sup>と</sup>。慥<sup>たしか</sup>ニお届け致します」と申て、深く感<sup>かん</sup>じ入<sup>なみた</sup>、泪ながら、快<sup>こころ</sup>よく請<sup>うけ</sup>がひ、帰京致したり。

夫(それ)より十分程静ニ撰りて、身体容体変り、舌まはらず、手真似<sup>てまね</sup>ニて、只々地獄の怖敷(おそろしき)さまを示し、亦ハ参詣の人毎<sup>ごと</sup>ニ側<sup>そば</sup>へ呼寄<sup>よびよせ</sup>、只外事なく坐禪を進(勧め)め、「御辞様を腹へくすげ込ねバ助(たすか)らぬ」と、少しの隙もなく、只一<sup>すき</sup>ずいニ「地獄ニハ一分と言たか、一眇<sup>ごま</sup>と言だかのゆふど(裕度)もなき事成(ことなり)」とて、外事<sup>はな</sup>を話セバ是<sup>せい</sup>を制して、一<sup>ごま</sup>ずいニ後世一大事の話のみ励<sup>はげま</sup>したり。

廿三日正午十二時、元<sup>しやう</sup>の性(正<sup>き</sup>)氣ニかへり、勤<sup>ごんぎやう</sup>経中より「げい／＼」と言出し、夫(それ)より七<sup>ひつてんぼつとう</sup>転八<sup>ありさま</sup>倒地獄の有様、凡<sup>ありさま</sup>二十分余、此苦痛の容体ハ実<sup>くつう</sup>ニ御辞様の御釈迦様の七人目の弟子のか、さの苦患の様体<sup>やうだい</sup>29を、其まゝの苦ミを眼前<sup>くわんぜん</sup>ニ見せしめ、如何<sup>いか</sup>ニも其眼<sup>め</sup>つきの容体ハ、実<sup>すみ</sup>ニ身ニ染て怖い共<sup>ふで</sup>／＼／筆<sup>つく</sup>ニ尽せず。

此日、東京より、原田氏、寺井氏、佃氏、山名氏、斎藤氏、大橋氏、同静子初め、同行百人余ニ向ひ、苦悶の中より大音声ニて、「皆様が／＼能(よう)こそ／＼お出被下(いでくだされ)ました／＼。今日ハ東京のお方がたをわざ／＼お呼申て、御足勞を懸<sup>ほと</sup>まして有難<sup>たて</sup>う存<sup>かた</sup>ます／＼／。伏してお礼申ます。夫(それ)より同行衆、廿一日ニあれ程『断<sup>うわ</sup>をしてお帰り被成(なされ)』と堅く申ましたニ、夫(それ)ニ帰り道ニて、人の噂<sup>うわ</sup>さこわさハ何事です」と、大音ニて叱り、「人の噂<sup>うわ</sup>さこわさを言て何<sup>えき</sup>の益<sup>えき</sup>が有ませふ。此中ニも立(断)をして帰りし人三人有ますが、其中で高山静吉さんハ、立(断)をして帰たが、是ハ新規<sup>しんき</sup>の人でやで、惣同行の手本<sup>ほめ</sup>ニ神様が『誓<sup>ちか</sup>てやれ』との御言伝。けふハ娘が来て居られるさうなが、帰ツて親様ニ言伝をして被下(くだされ)。其娘二人〔り〕ニ、

29. 「御辞様の御釈迦様の七人目の弟子のか、さ」とは、釈迦十大弟子の一人摩訶目犍連(目連)の母のこと。『お経様』(「文化十三子年九月廿日 太田舎」M169)に、釈迦の教えに従って目連が、地獄に墮ちた母を救ったという伝説をモチーフとする話が語られており、監正院の霊が、この当時、原田清泉の身体に降下してたびたび演じて見せたとされる「七転八倒地獄の苦患の容体」は、その目連救母伝説に関わるものと考えられる。

『どふぞ親様を大切ニして、精<sup>せいだい</sup>出<sup>で</sup>て御信心を被成(なされ)よ』。

鎌田様母と娘ニ向て、「あなたのお家<sup>いんえんふか</sup>ハ因縁深いお家でやが、御子息<sup>しそく</sup>が信心をするお蔭<sup>かげ</sup>で、旦那<sup>へんし</sup>ハ変死<sup>くわつくわ</sup>をして火火<sup>せめく</sup>の責苦<sup>せめく</sup>をせるのでやが、御信心<sup>ごしん</sup>をするお蔭<sup>かげ</sup>ニ飲んで居(おら)れるニ、此上<sup>せいだい</sup>精出<sup>せいだい</sup>て御信心をなされ。娘さん方<sup>むすめ</sup>ハ、一人〔り〕の親様<sup>おや</sup>ゆへ、大事<sup>だいじ</sup>ニして、精出<sup>せいだい</sup>て御信心<sup>ごしん</sup>を被成(なされ)。まづ内間木<sup>うちまき</sup>の鎌田<sup>かみた</sup>さんへハ、まづ是丈<sup>この</sup>」。

「皆様<sup>みな</sup>爰<sup>こゝ</sup>へ来るのハ心改め<sup>しんかへ</sup>ニ来るのでや。夫(それ)ニ<sup>30</sup>保養<sup>ほやう</sup>の様な参詣<sup>さんぎ</sup>の人も有。保養<sup>ほやう</sup>をするなら、山へなと川へなと行て保養<sup>ほやう</sup>を被成(なされ)」と大音<sup>おほね</sup>ニて示し、「是程<sup>このほど</sup>ニ皆様<sup>みな</sup>ニどふぞ〳〵思<sup>おも</sup>つて言<sup>い</sup>て上<sup>う</sup>ても、聞<sup>き</sup>て下<sup>くだ</sup>されニや、まあいや〳〵、まあ言事<sup>ことば</sup>ないで、いや〳〵、是程<sup>このほど</sup>ニ言<sup>い</sup>てもなぜ皆様<sup>みな</sup>が聞<sup>き</sup>て下<sup>くだ</sup>されんでせうね。死(しぬ)と怖いニ、こりや啞<sup>う</sup>(嘘<sup>うそ</sup>)じやないニ、本途<sup>ほんと</sup>でやニ〳〵、なぜ分<sup>わ</sup>らんでしやうね」と、力<sup>ちから</sup>を入<sup>い</sup>て腹<sup>はら</sup>の中<sup>うち</sup>へ突刺<sup>つきさす</sup>やうニ戒<sup>かえり</sup>め、伊勢屋<sup>いせや</sup>藤治郎<sup>とうぢらう</sup>さんニ、「『心改<sup>しんかへ</sup>めニや家断絶<sup>だんぜつ</sup>する』と迄<sup>この</sup>の神様<sup>かみさま</sup>よりの御言伝<sup>ごごんでん</sup>と言<sup>い</sup>ても、未(まだ)々<sup>この</sup>心改<sup>しんかへ</sup>まらんで、所詮<sup>しよせん</sup>叶<sup>かな</sup>はんニ、惣同行<sup>そうどうぎょう</sup>、替<sup>か</sup>る〳〵行<sup>い</sup>て異見<sup>いけん</sup>を言(いわ)しやれ。別<sup>わか</sup>ても弥吉<sup>やきち</sup>さん、お頼<sup>たの</sup>申<sup>ま</sup>す。同行衆<sup>どうぎょうしゆ</sup>、まづ〳〵是丈<sup>この</sup>」。

又「同行衆<sup>どうぎょうしゆ</sup>を(に)示<sup>し</sup>す事<sup>こと</sup>やお日待<sup>ひまち</sup>のおさし留<sup>とど</sup>め、此子<sup>このこ</sup>の母<sup>はは</sup>としてハ申<sup>ま</sup>しません。私<sup>わが</sup>ハ満十<sup>まんじゆ</sup>ヶ年<sup>ねん</sup>の間<sup>ま</sup>、地獄<sup>ぢごく</sup>へ落<sup>お</sup>つて、水火<sup>すいゑ</sup>の責苦<sup>せめく</sup>を受<sup>う</sup>て居(おり)ました〔た〕。お師匠<sup>ししやう</sup>様<sup>さま</sup>のお蔭<sup>かげ</sup>さまと、願<sup>ねが</sup>つて下<sup>くだ</sup>されたお蔭<sup>かげ</sup>さまと、此子<sup>このこ</sup>の仏縁<sup>ぶつえん</sup>深<sup>ふか</sup>くてお弟子<sup>おでし</sup>ニして戴<sup>た</sup>たお蔭<sup>かげ</sup>、一度<sup>いちど</sup>ハ所詮<sup>しよせん</sup>叶<sup>かな</sup>はん事<sup>こと</sup>なら、此子<sup>このこ</sup>を連<sup>つ</sup>れて行<sup>い</sup>ふ〳〵と思<sup>おも</sup>ひし時<sup>とき</sup>、爰<sup>こゝ</sup>のお師匠<sup>ししやう</sup>様<sup>さま</sup>とやらが、『其様<sup>そのさま</sup>な事<sup>こと</sup>斗<sup>た</sup>り思<sup>おも</sup>つて居<sup>お</sup>らずと如来<sup>にがは</sup>様<sup>さま</sup>といふ事<sup>こと</sup>を能<sup>もち</sup>(よう)覚<sup>し</sup>へなされ。如来<sup>にがは</sup>様<sup>さま</sup>を能<sup>もち</sup>(よう)願<sup>ねが</sup>ひ申<sup>ま</sup>て、如来<sup>にがは</sup>様<sup>さま</sup>ニ助<sup>すけ</sup>けて貰<sup>もら</sup>ハニやいかんニ、如来<sup>にがは</sup>様<sup>さま</sup>を能<sup>もち</sup>(よう)願<sup>ねが</sup>ひなされ』と言<sup>い</sup>れし時<sup>とき</sup>、誠<sup>まこと</sup>ニ我魂<sup>わがたま</sup>ニ染<sup>し</sup>み付<sup>つ</sup>きました〳〵。『誰<sup>だれ</sup>も此様<sup>このさま</sup>な事<sup>こと</sup>、教<sup>おし</sup>てくりやせんニ、扱<sup>あ</sup>も〳〵』と思<sup>おも</sup>ひ、如来<sup>にがは</sup>様<sup>さま</sup>ニお頼<sup>たの</sup>申<sup>ま</sup>したお蔭<sup>かげ</sup>さまを以<sup>も</sup>つて、『御老師<sup>おんらうし</sup>様<sup>さま</sup>ニ、私<sup>わが</sup>ハ八月<sup>はちがつ</sup>十一<sup>じゆ</sup>日<sup>にち</sup>午前<sup>ごぜん</sup>七<sup>しち</sup>時<sup>じ</sup>ニ救<sup>すく</sup>ひ上<sup>あ</sup>られて、お蔭<sup>かげ</sup>さまで楽<sup>らく</sup>な身<sup>み</sup>と成<sup>な</sup>まして、有難<sup>ありがた</sup>う存<sup>ぞん</sup>ず。其<sup>その</sup>お礼<sup>らい</sup>ニ、皆<sup>みな</sup>さまニ地獄<sup>ぢごく</sup>の容体<sup>ようたい</sup>を見<sup>み</sup>せて上<sup>う</sup>度<sup>た</sup>(たい)、地獄<sup>ぢごく</sup>と言<sup>い</sup>ハ此様<sup>このさま</sup>な怖<sup>おそ</sup>ろ敷<sup>し</sup>(おそろしい)所<sup>ところ</sup>、助<sup>すけ</sup>けて戴<sup>た</sup>けバ此様<sup>このさま</sup>な結構<sup>けつこう</sup>な事<sup>こと</sup>でやニ、娑婆<sup>しやば</sup>のお方<sup>かた</sup>がたハ一人<sup>ひとり</sup>も御存<sup>ごぞん</sup>ないで〳〵、お氣<sup>いき</sup>の毒<sup>どく</sup>でやで、お知<sup>し</sup>らせ申<sup>ま</sup>度<sup>た</sup>(たい)で、どふぞ願<sup>ねが</sup>ひ申<sup>ま</sup>す』と申<sup>ま</sup>上<sup>あ</sup>たれば、御老師<sup>おんらうし</sup>様<sup>さま</sup>が、『夫(それ)ハ信<sup>しん</sup>でや。真<sup>ま</sup>心<sup>こころ</sup>でや。己(おれ)も手<sup>て</sup>伝<sup>でん</sup>つてやるニ、見<sup>み</sup>せて来<sup>こ</sup>い』との仰<sup>おんげ</sup>。『幸<sup>さい</sup>ひあの子<sup>こ</sup>が、導<sup>みちび</sup>かれた平塚<sup>ひらつか</sup>ニ居(おる)で、あの子<sup>このこ</sup>ハ仏縁<sup>ぶつえん</sup>の深<sup>ふか</sup>い子<sup>こ</sup>でやニ、あの子<sup>このこ</sup>の口<sup>くち</sup>をかりて知<sup>し</sup>らせて来<sup>こ</sup>い』との仰<sup>おんげ</sup>セゆへ出<sup>で</sup>て参<sup>ま</sup>り、御老師<sup>おんらうし</sup>様<sup>さま</sup>の別<sup>わか</sup>てのお辞<sup>ことづ</sup>を以<sup>も</sup>つて、同行衆<sup>どうぎょうしゆ</sup>へのお言<sup>ご</sup>言<sup>げん</sup>伝<sup>でん</sup>」。

「別<sup>わか</sup>ても髪<sup>かみ</sup>とつたお方<sup>かた</sup>がたへハ、事<sup>こと</sup>有(ある)度<sup>たび</sup>々<sup>たび</sup>(たびたび)ニ、『後世<sup>ごせ</sup>〳〵と心<sup>こころ</sup>を付<sup>つ</sup>て、しりぞひて勘考<sup>かんこう</sup>をして、大事<sup>だいじ</sup>を取<sup>と</sup>る事<sup>こと</sup>を謀<sup>はか</sup>れ』との御老師<sup>おんらうし</sup>様<sup>さま</sup>よりの御言<sup>ご</sup>言<sup>げん</sup>伝<sup>でん</sup>。爰<sup>こゝ</sup>の庵主<sup>おんぬし</sup>様<sup>さま</sup>とやらニハ、事<sup>こと</sup>有(ある)事<sup>こと</sup>(毎<sup>まい</sup>)ニ、『能<sup>もち</sup>(よう)すハつて<sup>31</sup>勘考<sup>かんこう</sup>をして取<sup>と</sup>り斗<sup>と</sup>(とりはから)

30. 「夫ニ」は「それなのに」の意。

31. 「すハつて」は「坐禪をして」の意。

へ』との御言伝。熱田地の庵主様とやらニハ、別ても別ても御言伝。『此事ハ、熱田地とやら御本元とやらへ行た節ニ、此事を遣（や）ツて見せよ』との仰付なれど、「私ハ九月三日ニハ人の腹へ宿るゆへ、此少数の人の中で言聞せるも余り残念なれど、詮方なき故、爰ニてお聞（きかせ）申のでや。髪取たお方がたへハ、先（まず）是丈」。

「寺井様ニハ、おいそがしいお身体を、御足労を懸まして有難う存ます。目二見へたお礼ハ、姿なき私ゆへ出来ませぬニ、其お礼として、東京とやらニハ庵とやらが有けるで、神様とやら如来様とやらの御辞様を聴聞をして、月ニ一度宛（づつ）ハ御参詣をして御信心して被下（くだされ）。まづ私よりハお礼としてお進（勧め）め申ます。」

「佃様ニハ、おいそがしいお身体を、わざ／＼御足労を懸ましてお礼を申ます。東京とやらニハ庵とやらが有けるで、いそがしいからふが、神様とやら如来様とやらの御詞様を御聴聞をして、御信心をして被下（くだされ）。あ方へハまづお礼として是丈」。

「大橋さま親子ニ、此子の病氣見舞ニ来て下され、有難う存ます。お礼申ます。静子さんニハ、東京ニハ庵とやらが有さうなで、精出て御参詣をして神様とやらの御辞様を聴聞をして、御信心被成（なされ）よ。また、若い以て大事でやで、是からお嫁ニ行んならまいで、大事です。御両親を大切ニ、人さまを大事ニしてお暮し被成（なされ）よ。まづお礼として是丈」。

「原田さん、山名さん、斎藤さん、兄弟仲よく暮して下され。どふぞ願申ます。原田さんハ人と違て居（おる）ニ／＼、心ひくうして、兄弟不通の様でやが、夫（それ）ではいかんニ／＼、どふぞ兄弟仲よくして、世間の人の様ニ、兄弟名乗て仲よく暮して下され。原田さん、兄で弟や妹ニ手をつくハ道でないが、心の中ハ手をついて、兄弟仲よく丸く／＼成て下され。どふぞ願申ます／＼。死〔ぬ〕と大事でやニ／＼、斎藤さん、どふぞ願申ます。どふぞ丸く／＼成て下され。山名さん、どふぞ願申ます。丸く／＼願申ます。原田さん、願申ます」。

是より十分程、静ニ撰りて、容体かハリ、是をあらハニ示され、言の言ぬやうニ相成（あいなる）。

此日の様体、同行ニ示す事より、御日待さし（差）図の様子。皆々恐入、「是正しく御老師様の御心添（そへ）せられし事」と、皆々深く感じ入、此俣捨置難く思ひ、此旨御本元へ早速お知らせ申度（もうしたい）と相談致し、惣代真壁鉄次郎、鈴木弥吉之兩人、御本元へ参堂し、和尚、庵主にお話し致、お迎ひの為<sup>32</sup>、出張する事ニ相談極りし〔し〕所、監正院夫（それ）を聞（きき）、原田氏も同行すべしと言（いわ）れしかバ、原田氏ハ其用意もなかりしが、其夜、真壁、鈴木、原田之三氏、夜行ニて御本元ニ参堂セリ。

東京の衆六名ハ、其夜、帰京致されたり。清泉ハ元の通りニ相成（あいなり）、身体自

32. 「お迎ひの為」は、原田清泉への監正院の霊の降霊が、故小寺大拙の意向を伝えているものか否か、確認する役割を帯びて御本元から派遣される人を迎えるため、の意。

由きかず、舌まはらず、毎朝御教(経)様過ニハ、そこへいざり出、参詣の人の顔を一々詠め、皆の心持を見て、手真似をして、皆の心中、思ひの有様体を一々ニ戒しめ、「其思ひが有てハ死ぬと怖い」と示し、「坐禅をせよ」と深く示す事なり。

又、毎朝十五、六人宛(ずつ)ハ粥を振まひ、「皆様が腹を太鼓ニ成ほど給て、胸のかたまりをおとり被成(なされ)」、内へ帰つて給ると大きい眼で見て居(おる)から、上からげんご(拳固)ですよ<sup>33</sup>と手にて示し、いつも時ニ成と参詣の人ニ御飯をふるまい、「如来様の御飯を給て胸のかたまりを取なされ」と厚く戒め、尤もきつく叱りし人ニハ格別、「さあ、給なされ」と、可愛て堪らんで、叱りし様子を示す。

又、去る廿一日府津羅助八の母に向ひ、「お前さんの家ハ因縁の深い不仕合(ふしあわせ)の家でやで、気の毒でやで、平塚の同行ニもこんな家が有と言(いわ)れるが辛いで、助八夫婦を呼で、異見が言て上度(あげた)いで、横浜からお呼被成(なされ)」と言しニ、母の言(いう)やう、「電気会社へ出て居るで、お暇が貰へますまい」と言ひしかバ、「家が満足せんで気の毒なで言て上るのニ、私が物数寄ニ呼のでも有まいニ、一日の暇がおいしいとて一生涯泣位なら、もふ信心ハお止め被成(なされ)」と、大音にて叱る。母勘考して、「誠ニすみません。呼ますで、どふぞ願申ます」。

「そんなら、廿四日ニ」と言れしニ依て、廿四日助八夫婦来る。

そこで又、地獄の容体七転八倒の苦患、凡十分間余も見せしめ、「お前様方をわざ／＼呼だハ外(ほか)デハないが、お前様ハ酒が悪いぞへ」と大音にて叱り、「酒の為ニ親ニ不孝をし、妻や子供三人ニも心配を懸、家の中ニ大浪を打セ、酒の為ニ、チヨ／＼チヨ鬻ニ迷つて、其心でハ、親子諸共の苦患、今ニ立て居(おる)先も無成(なくなる)ぞへ。能心して／＼勘考をして、即刻ニ神様へ、『酒を断して被下(くだされ)』と、たて(断)をして、親ニ手をつけて誤(あやま)つて、家内丸く／＼お暮し被成(なされ)。死ぬと此苦患ハ遁れられんニ、啞(嘘)でやないニ、本途でやニ、是から心改めて信心をして、御辞様を御聴聞を被成(なされ)」。

又、妻ニ向ひ、「お前ハ夫ニ道が立んで、口がやかましいぞへ。いくら夫が酒を呑んで女ニ迷つたとて、近所のあたりへ行て夫の事を言てハ、妻の道ハ立ぬニ、是から如来様へ立(断)を被成(なされ)。横浜とこちらと家がニ軒でハ、費も立ふで、こちらニ能職の見付(みつか)る様(よう)、神様ニ願をして、早くこちらへ帰つて信心を被成(なされ)。親を大事ニして家内中丸く／＼成て御信心を被成(なされ)。子供ハ年寄ニ付て置てハ教育ハ出来んニ、親の手許ニ置て能仕入んと、末ニ難儀をするニ」と、きつく諭され、「坐禅をして、立(断)をしてお帰り被成(なされ)。お二人〔り〕へハまづ是丈」。

夫(それ)より東京磯野の番頭要助氏ニ、「能(よう)こそ／＼御遠方をお出ニ成ました。

33. この段落の「 」は、憑霊から一時的に覚めても言葉を語れないため、手真似で示されてた清泉の心情。

あ方、お家ハ御主人<sup>もろとも</sup>諸共ニ御満足で結構\。是からも大事ニ\御信心をして、どふぞ此地獄の苦患ニ遁れて被下（くだされ）。容易ニハ助れませんニ、御辞様を腹へくすげこんで、どふぞ\助（たすか）ツて被下（くだされ）。まづあ方へハ是丈」。

此前、八幡<sup>34</sup>の大川お市より、「馬<sup>うつ</sup>を売て呉<sup>くれ</sup>よと、懇意<sup>こんゐ</sup>の者より頼れましたが、如何致すべくや」とお伺ひ。「そんな現世の事<sup>けんせい</sup>ハいや\」と、手をふつて断る。お市、一時間程坐禅して居（おり）ければ、其中ニ、助八夫婦へ異見<sup>いけん</sup>の後、「馬の事を頼<sup>たの</sup>に來たが、娑婆<sup>しわ</sup>の事<sup>こと</sup>ハいやと断りましたが、能折<sup>よきおり</sup>故言<sup>ゆへ</sup>て上ます。あの馬ハ御縁有て來た馬でやで、脇<sup>わき</sup>へ遣るニニ（ハ）及<sup>いままで</sup>んニ、今迄<sup>いままで</sup>通りニ大事ニ可愛<sup>いけん</sup>がつて遣り被成（なされ）。まづ是丈」。

此馬ハ十日程過て、軍馬<sup>ちやうはつ</sup>徴<sup>さい</sup>發之際、二百頭も有中ニ、一等ニ見立られ、高価<sup>こうか</sup>ニ買上られしとなり。

亦、元の如くの様体となり、其夜七時頃、妙花、拙布<sup>35</sup>、東京より來る。離家<sup>はなれや</sup>（大福と言）ニ床をとれと小僧<sup>ちやう</sup>ニ言付たれば、「娑斗<sup>すかた</sup>（ばかり）り擲<sup>てい</sup>（丁）重<sup>ちやう</sup>にしても腹の中が別でハいかん。爰ニ休めバ結構でや。姿を敬<sup>いっしょ</sup>ツて大事ニするで、心が一緒<sup>いっしょ</sup>ニなれん」と、手真似<sup>て</sup>にてきつく示す。

暫<sup>しばら</sup>くして、「けふハ昼<sup>ひる</sup>ニゑらかつたで、明日ニしたらどうでや」と雪音が申たら、真來<sup>ま</sup>が（当麻の庵主<sup>36</sup>）、明日歸るで、皆揃<sup>そろ</sup>ツて居（おる）所が能（よい）」と言て、夫（それ）より又苦しみ出し、地獄<sup>やうだい</sup>の様体<sup>くげん</sup>七転八倒<sup>ありさま</sup>の苦患<sup>ぐわんせん</sup>を眼前<sup>いけん</sup>ニ見せしめ（此間凡十分間）、夫（それ）より、「東京の庵主様とやら、御遠方の所、わざ\御足<sup>あし</sup>を懸<sup>か</sup>まして、有<sup>あ</sup>がたう存<sup>ぞん</sup>ます。伏してお礼申<sup>ま</sup>す。東京の庵主様ニハ、おいそがしきお身体を折々お運<sup>うん</sup>を掛<sup>か</sup>まして、有難<sup>ありがた</sup>う存<sup>ぞん</sup>ます。別<sup>べつ</sup>にお礼申<sup>ま</sup>す。私ハ此子の母でござりますが、満十ケ年の間、地獄の苦患を受<sup>う</sup>ましたが、此子ハ世界ニない悪心<sup>あくしん</sup>なれ共、仏縁深きお蔭<sup>かげ</sup>さまで、お弟子<sup>でし</sup>ニして戴<sup>た</sup>いたお蔭<sup>かげ</sup>様を以、私ハ御老師<sup>おんらうし</sup>様ニ、八月十一日の午前七時<sup>すく</sup>ニ救<sup>すく</sup>ひ上られまして、有難<sup>ありがた</sup>う存<sup>ぞん</sup>ます。厚<sup>あつ</sup>くお礼申<sup>ま</sup>す\。私ハお蔭<sup>かげ</sup>様で、此苦患<sup>くるわん</sup>を遁<sup>のが</sup>れて樂<sup>らく</sup>の身と成<sup>な</sup>りましたが、世界のお方<sup>かた</sup>ハ御存<sup>ぞん</sup>じないで\、見<sup>み</sup>せて上<sup>う</sup>度<sup>た</sup>（たく）て\、私の助<sup>すけ</sup>て戴<sup>た</sup>いたお礼<sup>れい</sup>ニ是<sup>こゝ</sup>を知らして上<sup>う</sup>度<sup>た</sup>（たい）と御老師<sup>おんらうし</sup>様ニ願<sup>ねん</sup>申<sup>ま</sup>たら、『夫（それ）ハ能（よい）事<sup>こと</sup>でや。信心<sup>しん</sup>（まことしん）でや。己（おれ）も手伝<sup>てん</sup>ツて遣<sup>や</sup>る』と仰<sup>おほ</sup>せられたで、皆様<sup>みな</sup>ニお話を致<sup>いた</sup>しますニ、能（よう）心<sup>こゝろ</sup>して\勘考<sup>かんこう</sup>をしてお聞<sup>き</sup>下<sup>くだ</sup>され。立会<sup>たちあ</sup>たお方<sup>かた</sup>がたハ、能（よう）心<sup>こゝろ</sup>して承<sup>うけ</sup>知<sup>ち</sup>をして居（おつ）て下<sup>くだ</sup>され」。

「今<sup>いま</sup>でさへもつて御本元<sup>おんほんもと</sup>の内<sup>うち</sup>幕<sup>まく</sup>ハめつちやくちやです。○口<sup>くち</sup>広<sup>ひろ</sup>い事<sup>こと</sup>を言<sup>い</sup>（いう）様<sup>よう</sup>なが、

34. 現在の千葉県市川市八幡を指すか。

35. 妙花、拙布はともに、小寺大拙の晩年に東京西巢鴨の末庵東光庵に派遣されていた尼僧。特に妙花は、この当時、東光庵がその創設者金子大道らに返還されたのにともない、御本元側の末庵として小石川に新設された妙法庵の庵主を勤めていたようである。

36. 東光庵の創設者金子大道を如来教の信仰に導いたという成田よし、同勘八母子の出身地である神奈川県当麻に創建された如来堂の庵主を指すか。

是を疑つて用ひぬ時ハ、御本元ハ法ハ立て行ませんぞへ。別ても髪取たお方がたへハ、『事有度(ことあるたび)毎ニ後世\と心を付て、しりぞいて勤考をして、大事を取て事を謀れ』との御老師様よりのお言伝。秋<sup>37</sup>とやら、あちらへ行た節ニハ、髪取たお方がたへ、別ても\の御言伝」。

「大宮<sup>38</sup>とやらの庵主様とやらニハ、お疑ひの御様子が見へて居(おる)やうだが、此度の事を大事と思ふ心より、お疑ひハ御尤も。結構でやが、疑ふた斗(ばか)りりでハ分らんニ、疑ツて\勤考をして被下(くだされ)。まづ今晚ハ是丈」。

夫(それ)より十分程静(しずか)ニ撰りて、元の容体に相成(あいなる)。其顔至〔ツ〕ておだやかニして、言舌ハまはらざる故、手真似ニて、折々監正院ハ、「根生(性)を直させねバ助(たすか)れん事故(ことゆえ)、此子ハ」と言て、あたまや口ニ角をはやす真似をして、「角をはやいた時ニハ、つねりたゝきして呉よ」と、頭をばん\きつくとゝひて示したる事度々(たびたび)なり。監正院申されるニハ、「此子を爰の庵主の腰巾着ニして、手ニ付(つけ)足ニ付(つけ)、仕入れて下され。此平塚ハ御老師様のお心の懸た大事の所でやで、土台を堅める為ニ、三、四年ハマづ、庵主を代(かえ)んやうニして、春秋の二度の撰心ニハ同道して下され。是ハ母としてハ申されん事でやが、御老師様より『言て呉』との事で有ました。此子ハ寿命が短で、庵主と成てハ助(たすか)れんニ、一生小僧で置て、口やかましい気高い子でやで、つねりたゝきして、少々(ちやく)の事でも免さずニきつく仕入て下され」と、くどうも\監正院の頼みで有ました。

「又、清泉在堂中ハ、惣小僧の上ニ立て身の備へを付る為、又下ニ置てハ間違有ても分らんで、上のお方の腰付にして、どふぞ厳しく\仕込んで下され。是ハ此母としての頼みで有ます。此四名の御方がたニハ、分ても\御慈悲だニ、叱ツてきつく戒めて下され。お頼申ます\」。

亦、監正院日々の業ハ、如来様へ上りし物を、居合せし者ニきれいニ与へる其塩梅、よくも御老師様のやつた通り、よふ似て居(おる)。何も申様なき事なり。

廿五日夜七時、惣代二名、原田氏共ニ、御本元より帰る。原田氏ハ直ニ帰京す。兩人ハ庵ニ泊す。

廿六日、秀造氏を呼、午前十時より苦ミ出し、地獄の容体七転八倒の苦患を眼前ニ見せしめ(此間十分余)、真壁氏ニ向ひ、「此子の母が出て来た為ニ、此子がいろ\お世話さまニ成まして、其上色々御心配を懸まして有難う存ます。伏てお礼申ます。私よりハ眼ニ見へたお礼ハ出来ませんで、お礼として教て上ます。能(よう)心して\能(よう)お聞被下(くだされ)。お前様ハ、身体より大きいかたまりが有ますぞへ」。大音ニて

37. 明治十年代後半、曹洞宗の法式に倣って小寺大拙が導入した秋期撰心のこと。

38. 教祖喜之の晩年に中山道大宮宿にできていた信者集団が明治維新後に大きくなり、1899(明治32)年には日明軒という末庵が創建されていた。

示し、「あ方のお家ハ因縁の深いお家でやで、事の起る度（たび）毎ニ、死（しぬ）と言事を心して、忘れぬやうに、死（しぬ）と大事でやと言事を胸ニ置いて何事も取扱被成（なされ）。まづあ方へハ、お礼としては是丈」。

秀造さんニ向ひ、「秀造さん、惣代と言者ハ、庵主の次で済渡（度）をセニや成（なら）んニ、そんな根生（性）でハ済渡（度）ハ出来ませんぞへ。人の『どふぞ』と思つて御奉公するを嫉妬の心からひがみ根生（性）をおこして、夫（それ）でハ惣代と言言マセんとぞよ。此度の惣代ハ、神様の惣代をさセ戴くのでやで、人の手本ニならニやならんで、有難う思つて大事ニお勤めなされ。今迄の様ではいかんぞへ。来月のお日待迄、まづ心改めて日參を被成（なされ）。心改めし事、庵主の目ニ見へたなら、御日待を勤めて被下（くだされ）。本途ニ心改つたら、神様を御請待なされ。坊主を呼のでないぞへ。あ方御夫婦へハまづ是丈」。

弥吉さまニハ、「此子の事いろとお世話さまニ成まして有がたう存ます。伏てお礼申ます。弥吉さん、其腰高い心でハ、未（まだ）々死（しぬ）といふ所へハ心ハ付て居（おり）ませんぞへ。竹ニ譬へると、まづ一丈の竹なら、まづ一尺程、死（しぬ）と言処ニ心が付た斗（ばかり）り。其心で死（しぬ）と、私以上の苦患ハセニや成んニ、心して能（よう）御勘考被下（くだされ）。だが、心殊勝ニ『どふぞ』と思つて御奉公する心ハ結構でやニ、其心ハ結構でやニ、惣同行、見習ハしやれ。あ方ニハまづ是丈」。

市蔵さんニ、「お父さんハ身体より大きいかたまりが有で、其心で死ぬと苦患ハセニや成ぬニ、能（よう）聞せて上被成（なされ）。あの心で死ぬと、跡（後）々ハ満足ハセんで、滅茶\でやニ、母と二人〔リ〕して此思ひの無成（なくなる）やうニ能（よう）聞せて、如来様へ願ひ被成（なされ）。嫁二人の願ニ来たが、兩人共御縁がないニ、断り被成（なされ）。来年か、みと〔リ〕セニ成と、お家のきまりも付、御縁も出来て来るニ、心改めて御信心被成（なされ）。あ方のお家の御信心ハ道が立て居らんニ、改めなされ。市蔵さん、惣代として、須賀のお満んさん処へ行て、あ方の処の御信心ハ道がないで、道を立て御信心をする様ニ言て、教てやり被成（なされ）。まづあ方へハ是丈」。

「お市さん、此子がお世話ニ成て有難う。お前さんも、其強情な根生（性）でハ、未々死ぬ道はないニ能（よう）勘考をして、改めて御信心を被成（なされ）。あ方へハまづ是丈」。

暫く静（しずか）ニ撰（おさま）りて、容体変り、元の通りニ相成（あいなる）。暫くして秀造言（いう）やう、「近日出京するで、其節御石様拜礼ニ行度（たい）<sup>39</sup>」と言しかバ、「御

39. 「御石様」とは、教祖喜之がはじめて神憑りした翌年にあたる1803（享和3）年の正月、喜之の身体に自分が天降っている証拠だと、喜之の口を通じて金毘羅大権現が告げた石を指す。喜之の入滅の直前頃に、後継者に指名された武州川越出身の商人の妻菊が、教祖没後にその「御石様」を受け継ぎ、江戸方面の布教に努めたことが知られている（教祖伝『御由緒』[史料集成] I 所収 参照）。

石様の御礼拝、序手掛<sup>ついでがけ</sup>でハ拝めん。道寄<sup>より</sup>なしニ、ずうと一すじニ拝礼ニ参らねバ、拝めませぬ。私ハ八月十一日午前七時ニ御老師様ニ助けて戴くと同時ニ、御石様拝礼致しました」と話す。

廿七日朝、いつもの容体ニて有しニ、東京吉原の人相馬といへるが、当海岸別荘<sup>べつそう</sup>ニて、子供病気の為、養生ニ参られ居(おる)。「当庵へ日参致居(いたしおる)お蔭<sup>かげ</sup>さまで病氣全快致しました」と悦んで話されしかバ、「病氣が癒<sup>なを</sup>ツたとて悦んだ斗(ばか)り<sup>よろこ</sup>でハ、今ニ死ぬと地獄の苦患をセニや成ん」と、手真似<sup>まね</sup>ニて深く<sup>ふか</sup>しめ、神様の御辞様を聴聞<sup>きか</sup>して胸<sup>むね</sup>ニくすげ込んで、能々(よくよく)御信心を被成(なされ)」と、呉<sup>くれ</sup>ぐれ教へしかバ、此妻、深く<sup>ふか</sup>感じ、信心の心を起し、帰京の後も信心致しける。家内満足して大悦びの事なり。

其夜、御本元より和尚、庵主の代理として納所五嶺来る。

翌廿八日朝、当庵同行、東京同行之拾名余の人々を海岸へ追やりて、其後<sup>あと</sup>ニて五嶺、妙花、雪音、拙布、真来の五人<sup>40</sup>の前ニて、「熱田地よりわざ／＼お出被下(いでくださつ)て、御用の多いお身体で御足労を懸まして、有難う存ます。伏してお礼申ます。此子があちらニ居ました中ハ、お心ニ懸て被下(くださつ)て、手ニも足ニも乗らぬ悪心な子を、能(よう)こそ／＼見<sup>み</sup>育<sup>そだ</sup>て被下(くだされ)て、こちらから詠<sup>ながめ</sup>てお礼を申て居ました。有難う存ます。幾重<sup>いくへ</sup>ニもお礼申ます。手ニも足ニも乗<sup>のら</sup>ぬ悪心な子でやが、此上ながらも、お骨<sup>ほね</sup>も折ませふが、心ニ懸てお願ひ申ます。此子の母としてお礼申ます」。

「此度のお役目としてハ御大役<sup>しらべ</sup>／＼。目ニ見へた事でさへ御大役<sup>しらべ</sup>／＼。此度のお調<sup>しらべ</sup>目ニ見へぬ事故(ことゆえ)、お疑<sup>うたが</sup>ひハ御尤も<sup>おら</sup>／＼。まづ先を折ずと一通りお聞被下(くだされ)。私ハ此子の母でござりますが、原田さんの性質<sup>せいしつ</sup>と此子悪心なので、引戻<sup>もど</sup>され／＼して、地獄の苦患を受ましたが、原田さんの仏縁の深いのと、此子ハ悪心な子でやが、仏縁深きお蔭<sup>かげ</sup>さまで、楽な身と成まして、九月三日ニハ、人の腹ニ宿らして戴きます。『此度の事を熱田地の庵主、和尚も疑<sup>うたが</sup>ふ様子も見へて居(おる)が、御法を大事と思へバこそ疑<sup>うたが</sup>ツたが、流石<sup>さすが</sup>己(おれ)が見込んで置た丈有て、大事と思へバこそ疑<sup>うたが</sup>ツて呉る。其心ハ、己(おれ)のあとを大事と思よこそ、其動<sup>うご</sup>ぬ心は誓<sup>ちか</sup>て、己(おれ)が心も察せずニ、能(よう)疑<sup>うたが</sup>ツて呉た』との御老師様よりの御言伝。其証<sup>しやうこ</sup>拠<sup>こ</sup>ニ、此身体ニ二ツ証<sup>しやうこ</sup>拠<sup>こ</sup>を上て有筈でやニ、疑<sup>うたが</sup>ふ眼を張て、能(よう)御吟味<sup>ぎんみ</sup>被下(くだされ)」。

「まづ此子としてハ、たつた四遍〔ん〕の御老師様へハお目通り。私として一度もお目通り致した事ハ更<sup>さら</sup>ニなし。夫(それ)ニ姿<sup>すがた</sup>ニ証<sup>しやうこ</sup>拠<sup>こ</sup>が上て有ニ、此子の日頃の性質と、爰<sup>こゝ</sup>へ来る時の事から、病氣<sup>おこ</sup>の起<sup>やうだい</sup>りし様体と、逃<sup>にげ</sup>出す時の有<sup>あり</sup>様と、爰<sup>こゝ</sup>へ直<sup>ね</sup>ツた寝姿<sup>すがた</sup>の容体と、変<sup>か</sup>ツた時の様体と照合せて、疑<sup>うたが</sup>ツて／＼勘考<sup>かんこう</sup>して／＼、其上御処分被成(なされ)。今度の事ハ、どふ言<sup>か</sup>処<sup>か</sup>から出来て来たと言事、能(よう)御勘考被成(なされ)。又此事、

40. 「五人」のうち御本元の納所「五嶺」は男僧。それ以外は東京やその近郊の末庵の尼僧(庵主)。

熱田地にて言（いえ）との仰なれど、母としてハ恐れ多き事。此事熱田地にてはいかぬ事有故、此子が爰ハお世話ニ成た所故、其お礼ニ惣同行の見せしめニ、『まづ爰の同行を丸く\／して来い』との仰故、出て参りました\／。

「○天ニハ赤き日天子を戴くも\／、赤き月天子を戴くも\／、世界波瀾の基、波瀾の基、（天変地乱、人心動揺〔〕）、如来様も神様も、天を震ハし地ヲ動かして、お歎きの御様子相見ゆる故\／、言て上ますのだ\／。夫（それ）ニ皆様の疑ふお心を、如来様や御老師様や此度助（たすか）りし面々のお方がたが、大きな涙をこぼして泣てござるニ、疑ツて\／其上勘考して、細かく\／行渡ツて、一分の半分迄も細く勘考をして\／、其上御処分被成（なされ）。皆様ニハ疑はれましたが、御老師様ニハ誉られました、誉られました。『精霊ハ世界二十盃も廿盃も三十盃も有が、此様ニ信を尽す精霊ハ稀成。是迄ニ無』と言ツて誉られました\／\／\／」。

午後二時、須賀同行、廿八日ハ一週間の結願として参詣致しければ、頓て苦ミ出し、地獄の容体十五分間程眼前ニ見せしめ、「○須賀の同行、けふハ一週間の結願故、まづ皆様ニ一通申上ます。くど\／しい事ながら、坊主の選好みハいきませんぞへ。仮初ニも頭を丸めし者の善悪ハ、いかぬぞへ\／。御日待ハ神さまを請待するのだニ\／、心をさぎみ込せなされ。人の噂さこわさハいけませんぞへ。まづ、お日待勤める家ハ、先福松さん、市蔵さん、菊さん、熊さん、おろくさん、おつやさん、まづ是丈ニさし上ます。お満んさんハ、まづ勤経丈ニさし上ます。道筋が立ましたら、来春正月より心改めてお勤被成（なされ）」。

「跡（後）ハ勤経ニもさし上ませぬ。跡（後）四人のお方えハ、心改まつたら勤経丈ニさし上ます。夫（それ）がとて、勤経丈でも心改てお勤被成（なされ）。坊主の請待ハいかんぞへ。坊主ニハくさり飯でも能（よい）ニ\／、心改被成（なされ）。皆身のお徳だニ\／。お日待を勤る日ニハ、朝未明より心を改めて請待ニお出被成（いでなされ）」。

まづ、須賀の同行衆へハ、「福松さん、先日の捧物、心殊勝なるお備物、神様お受ニ成た。其礼ニ御返礼さし上て有筈」。

又、泉屋さんニハ、「能（よう）こそ\／こんな子をお世話をして被下（くだされ）て有難う存ます。伏てお礼申ます。此子のお世話をして、導て被下（くだされ）たお礼として、お改め被成（なされ）ときつく申ましたら、能（よう）改まつた様子、見へて居（おり）ます。能（よう）改て被下（くだされ）た。其心を忘れぬやうニ、どふぞ深く御信心をして被下（くだされ）。どふぞお願申ます。先皆様へ、けふハ是丈」。

十分程過、元の容体ニ変ル。

当麻の庄作氏へ、手真似にて、剣術を戒しめ、亦内輪の満足セざる事、きつく示す（庄作父親ハ妾を持、外へ出し有を、其俣置てハ末ニ難儀をして腕を持って門ニ立事も出来ん様ニ成と）。「是から心を改め、御辞様を能（よう）腹へくすげ込んで御信心を被成（なされ）。此人ハ聴聞しても、右から左へぬけて仕舞ニ、真来（しんらい）庵主ニ、『能（よう）

折々異見してやれ』との御示し」。

其外参詣の人々、各性質を見貫て戒しめ示したり。

其夜、四名の庵主、五嶺連座之評義(議)ハ、御本元ニて未疑ひ解ず、いまだ五嶺子も二度聴聞ハ致セ共、未確信出来ず、精霊が九月二日迄と言れしが、まづ夫(それ)迄を詠むるとの心中なり。依て五名の者、心中打明て評義(議)致し、皆確信の結果、先(まず)第一、御老師様存生以来、今日ニ至ツて、あちらより御詠め、やるせなき思召を、此度監正院取次を以、御訓戒被下置と言(いう)斯(かか)る一大事を、此僕我々のみニて捨置てハ道が立ん事と評義(議)一決し、翌廿九日朝、雪音、御本元へ発足す。和尚、庵主ニ具陳して、庵主を平塚へ迎ふる心なりし。

「尾張国熱田旗屋 御本元」(角朱印)

「昭和廿四年十月一日 寄贈 石橋文庫」(角ゴム印)

#### 監正院告辞 下

「尾張国熱田旗屋 御本元」(角朱印)

八月廿九日、高根、真壁信太郎(入営中)之处、休暇を得、当庵へ参詣す。其時、「信太郎氏ハ入営中ニ三篇(遍)けがをしたらふ」と尋ね、「一遍〔ん〕ハ馬より落、一遍〔ん〕ハ手綱切れて馬より逆さまに落、二、三間引づられ、くつ掛切て、足がはづれた故、一命助かる。まあ一遍〔ん〕けがしたらふ」と云。「夫(それ)ハ八月十五日です」といふ。夫(それ)ハ右の足指けがす。「又、今度戦地へ行と腹へ玉(弾)を受て死なん成(なら)ん因縁に当ツて居(おる)が、神様を口先ではいかんで、腹の中から一心かけてお力ニして行と、手ニかすり疵ニてお済し被下(くだされ)るニ」とくれゝ／＼ニ示す。○清田春吉<sup>41</sup>ハ木挽ニて日光の山奥ニ稼ニ居(ゆきおり)、二、三ヶ月の間、音信不通ニて一度便り有之のみニて、其母「郵便も往ぬ山奥ニて」と母歎き、「如来様へ願て被下(くだされ)」と云。夫(それ)を監正院聞き、「山奥でやで巡查も何ニも居らんで、いたづらをして居て、中々帰らんニ」、母ニ「連ニ往」といふ。「女の事ニてとても行れませんが」と母歎く。是を聞、不便(憫)ニ思ひ、「娑婆の事はいやでや」と云て断りましたが、私もたつた一人〔り〕の子ニ迷ツたで、親の心ハ同じ事でやで、如来様へ深くお願を致しましたら、如来様が『勘考をして置ぞよ』と被仰(おおせらる)」。○

翌日、如来様へ伺つたら、「はい(や)、帰つた筈でやが、未(まだ)礼ニ来んと言」との仰ニて、翌日、母参詣の節、尋ねましたら、「はい(や)、俸が昨日、俄ニ帰り度(たい)心がして帰つた」と申す。

三十日午前十時、例の通り、手真似ニて大宮の白田いせニ向ひ、「お前様ハ能(よう)

41. 同人の母親とともに月湘庵の信徒だと見られるが、未詳。

信心ヲ被成（なされ）るが、お任せ申心がないが、そんな信心でハ死ぬ道がないで、能（よう）御勘考被成（なされ）ましょ」。

山崎おすゝに向ひ、「御家ハ内輪が満足でない。北海道ニ居（おる）お人ハどふ言て遣ツても今ハ来やせん。お前さんがりきんで居てハ間違故（まちがうゆえ）、御家内中が誤（謝）て如来様へ御降参をして御願被成（なされ）て居（おる）とあちらから帰られるニ、其時ニハ心能入（こころよういれ）て家内仲よく暮さねバ、満足ハ出来ませぬ。お前さんハ口がやかましい。是から心改て御辞様を精出し、御聴聞をして腹にくすげ込なされましょ。お前様の家ハ大事でやニ」。

此時ニ五嶺尋るやう、「此度の事、御本元ニ於ても狐狸の業成共思ひませんが、如来様や神様や御老師様が言を言やうニ有ツたで、是一ツが疑ひの点なり」と申せしかバ、「夫（それ）ハどふして、如来様や神様が乗移らると言事ハ有ハせん。如来様と御老師様の御心が通辞て、皆様ニお話申のだ」との事にて、是にてヤ、疑念を晴し、「精霊の真心ニ仍て、如来様と御老師様の御心の通ずる事。夫（それ）なれば成程、さう言事も有ニ、是より九月二日午後一時ニ清泉の身体を離れるとの事成か」と尋る。

「八月八日より十八日迄ハ原田さんの疑ひ晴す為、夫（それ）から廿五日迄ハ惣同行の疑ひ晴す為、廿五日から九月二日迄ハ御本元和尚、庵主の疑ひ晴さんが為、御老師様よりの呉ぐれのお頼故来て居ますが、九月二日の午後一時ニハ帰ります」。「若其後、再び斯言事が有時ハ、尺魔の業と見做す」と申せしかバ、「決して其様の事ハない」といふ。「そんなら少しも疑ふ点是なき」と申たれば、手を拍（打）て大きニ歎びの体を手真似にて示セリ。

此日午後ニ至り、府川あさ、亭主を連れて参詣す。此あさの心、気の毒ニ思ひ、話て遣度（やりたい）様子ニ相見へたれば、夫婦を伴ふ（此あさハ良任の娘、五嶺の姉也）。此あさハ一度出家して還欲（俗）セし者。亭主を持たるが、「あの様な心なものニ話はいやなが、兩人の出家のお方ニ免んじて話て上るのでやニ、能（よう）聞被成（なされ）」とあさニ向ひ、「此亭主ハ房州の者にて、妻子が有のをあやかされて、夫婦ニ成て、今ニ知ずニ居。夫（それ）であちらの妻子ハ日々泣暮し居（おる）。遂ニ眼が悪く成て居（おる）が、皆此者の仕業なり。是ハ中々な奴でや。又、あさの在所へ物を取ニ遣るのハ亭主が智恵をかすのでやニ、夫（それ）故ニ弟房吉が心（神）経痛ニなつて居。又其嫁の心を入組せるのも、皆此もの、仕業。夫故ニ母があちらで苦しんで居（おる）。息子が出家して居お蔭にて、火火（かつか）の苦患ハ通れて居（おる）が、お前が其心で引戻して居（おる）。又、お前が其心で死ぬと、ともニ火火（かつか）の苦患ハ通れられんニ、是から心を改て如来様へ降参せよ」ときつく戒む。

夫（それ）より亭主ニ向ひ、「お前さんも是より心を改て信心をする心ニ成と万事都合も被下（くだされ）るニ、まづ心を改て、日参をしなされ」と示す。「夫婦共々心を改め、日参を致します」と云（いう）。いかな[る]悪人ニても、心中見透し、きつく戒しめ、御

辞ニ心改まり、翌朝より日参す。

三十一日ハ、しきりに皆ニ向ツて、「根生(性)を直セ、丸くなれ\」と示しつゝ、「最ふ来月二日ニハ弥人の腹ニ宿れる」逆、「嬉しい\」と飛上ツて歓びの有様を示され、又「雪音御本元より帰りしなバ、四名の庵主ニ申置事あり。亦、お礼を申さねバ成んで」と帰庵を待体なりし。

亦、手真似ニて、「此度の斯言事の出来し証拠、疑ひ晴させんが為、月湘庵楓の門柱ニ特ニ瑞相を現セリ(此門柱ハ真壁鉄次郎氏、昨秋切たをし有しを、二股に成し枝を二ツに割て、当年二月建たる物。砂に埋みし所が割た方なり)。右の方ニ芽廿本。地より一尺位の所ニ七、八寸の芽、五、六本。左ノ方、地より五尺位上ニ五、六本、五月頃より芽出る。殊ニ本年ハ夏気甚敷(はなはだしき)十天ニて五、六十日間一滴の雨なし。然れども青々として生じたり。此地ハ海岸ニて砂地なり。植木ニても容易ニ付ざる地なり。また、此子病氣おこりし時より枯したり)。

「夫(それ)ハどふ言訳か」と尋しニ、「芽の出た俣ニてハ疑ひが晴んで枯したのでやが、疑ひ晴し時ハ一年の中ニ芽を生ず」との事。「若此事御本元ニて疑ひ晴ん時ハ、九月二日、私帰ると同時ニ門柱が二ツに割ます」との事。

また、老僧様の言れしニ、「御本元ニ仕様か、己(おれ)の死(しん)だ中根ニ仕様かと思つたが、礎[か]ニ己の死だ跡の中根ニ松が白くして有が、赤の躑躅が白くして有筈でやが」との話(中根入安<sup>42</sup>、丑寅の高ミ松樹下ニ白躑躅咲たり)。「但し、門柱一年の中ニ芽の出る筈なれ共、御本元和尚、庵主初め惣徒弟二間違し事有か、平塚庵主、清泉ニ心得違有し時か、又ハ平塚同行ニ心得違有し時ニハ、芽の枯る事もあれば、色の変る事も有」。「又、御老師様と監正院との御約束違し時有と、其芽が吹んやも不知、白躑躅、白成(なら)バ御本元まづ安泰。白つゝじ、赤に成バ御本元 聊 故障有(こしょうある)瑞相。白つゝじ、白赤の斑に咲時ハ、御本元惣徒弟心得違[の]印なり。但し、枯れても愁ふるニ足らず。平塚庵主交代の節ハ、今の庵主の心持ニて勤めざる時ハ、其庵ニ印頭ハるゝ事故(ことゆえ)、能々(よくよく)後の庵主に申繼置」との事。

雪音御本元へ参堂し、此度の事実逐一言上し、委細了解し、疑ひも晴たるに付、三十一日、夜行、中央線ニて帰庵す。

九月一日、御本元ニても略確信を得、五嶺子ニも能(よう)分りたればとて、大ニ歓びの体ニて、「何んでもお話する」と言れしニ付、まづ徒弟の後世の有様尋ねしニ、一々御示し有。其外月湘庵の月湘、越後妙喜庵の素白、越前の丹靈<sup>43</sup>等の後世の有様、具ニ

42. 「入安」は「入安居」の意か。入安居ならば、陰暦4月16日から同7月15日、僧侶が集まって安居する期間の始めを指すから、躑躅が開花する季節と重なる。

43. 「月湘」素白は、ともに明治20年代以降、平塚の月湘庵、越後の妙喜庵の初代庵主となった尼僧。「清宮秋叟覚書」の073節(『史料集成』IV所収)によると、明治25年、越前三国には今釈迦堂が創建されたというが、「丹靈」が今釈迦堂の庵主を勤めたか否かは未詳。

御話あり。「皆助ツて居ニ」との事なり。

分而（わけて）徒弟の中、助からん者委しく示されたり。容易ニハ助られぬ事、能々（よくよく）腸ニ染め付るべし。若き者共ハ分而も、容易ニ助れん事、腹ニくすげ込むやう御示しなり。「すこし間も死（しぬ）と言事忘るまじく、仮初ニも頭を丸め弟子と成し者ハ、身を捨て、信を尽し、信を以一命とし、命をかけて尽さねば死ぬ道が明いて居らぬ」とくれ、の戒しめ。「娑婆の事ハ幾等道が正しても、何が行渡ツても、御辞様が腹ニくすげ込でない人ハあかん。根生（性）ハ少々悪くても、娑婆でちつとの事が有ても、御辞様を染付た者が座が高い。御辞様を染付と言者ハ一人もない。染付れば身体粉にセン成（なら）んハ」との事、くどう、。「是に違ふてハ死ぬ道が明んニ」と能々（よくよく）御示しなり。

○大宮同行山崎吉文、中村孝太郎、森田久蔵の三人参られ、まづ久蔵氏ニ向ひ、「此人ハ性質が宜敷、尚家内中満足して御信心を励被成（なされ）。また吉文さんニ、「あ方のお家ハお大事でやニ、家内満足セニやいかんが、親様が遠くニござるが、今ハどふ言て遣ても来られんが、如来様へ能（よく）御降参をしてお頼被成（なされ）ましょ。さふせんと、此頃死した御老人も助られませんぞへ。是から心改めて御辞様を腹へくすげ込御奉公被成（なされ）。お大事です。只今申た事を坐禅をして深う御勤考被成（なされ）。

（如山倅）孝太郎さんニハ、「お母さんと脊（背）中合セてハ家内満足せんニ、お母さんハ口がやかまして、夜昼喋緒て狛（癩）ニ障るだらふが、母と思はずニ如来様、と言て、其度（たび）毎に思ひ出て能堪忍をしなされ。さうせぬと子供が成人すると悲しむ事が出来ますニ、是を用ぬといくら腕前がよくても、末ニハ難儀をするニ、大事ニ、。是は頼むニ、」。

「お三人共能（よう）お出被成（いでなされ）た。どふぞお大事でやニ、お辞様でなければいかんニ、片方の耳へせん（栓）を込んで、抜ぬやうニお頼申ます。手真似にてがん、言たニ、どふぞ堪忍して頂戴よ。どふぞ丸成て頂戴。どふぞ助ツて頂戴。がん、言たニ、堪忍して頂戴」。繰返し、総てどの人ニも示したる後にて、此断の様様（体）、へり下り、「皆さまニ地獄の苦患をさせ共なさニがん、言たニ、丸成て、団子の手真似にて示す其様体、筆ニも言葉ニも尽しがたし。又「御日待ニ行、出掛ニハ、屹度地獄の苦ミの容体火火の苦ミ、足ニ栗のいがのさしてあるかれぬ、其怖しき有様を能々（よくよく）眼の前ニ見せて示して来い」と教へたり。

此夜、鈴木弥吉氏御日待。五嶺、妙花、拙布の三人参る。其時（旧十二日）空晴、月明りなりしかバ、「提灯ハ入（要）るまい」と言もの有しニ、監正院示して、「譬へ月夜成とも御日待さまニ提灯ハ必ず持行べし」と教ゆ。

同夜十時、雪音帰庵す。監正院待兼居て、殊ならん大歓びなりし。雪音ハ炎暑の折柄成しニ、長時間の汽車にて勞（つか）れたる中よりも、一通り御本元和尚、庵主へお話し申せし事より、詳細の話を聞、一同安心して皆々寝ニ付しニ、監正院待兼て居し事成バ、

雪音ニ向ひ、「最ふ明日はいよ\／一時ニハ帰らん成(なら)んで」と言て、何か大事の話仕度(したき)様子ニ迫られしが、「まあ、何ニても昨夜夜行ニて<sup>つか</sup>勞れし故、何卒明日にして<sup>もら</sup>貰ひ度(たい)」と頼みし処、うなづいてハ居られしが、何か言度(たい)模様ニ相見へたれ共、余りニ<sup>つか</sup>勞れたる風を見て、<sup>ねむり</sup>睡ニ付たり。

其際ニ「御本元庵主より監正院へ<sup>ぶどう</sup>葡萄を下された」と話たり。大歡ニて<sup>がっしやう</sup>合掌をしてお礼を申、其様体、如何ニも御本元の庵主様より戴き、誠ニ尊きといふさまを示し、<sup>かたはらのもの</sup>傍者、「直ニ戴き被成(なされ)」と申たら、「御本元様の庵主様より戴た物、まづ如来様へ備(供)へ置、明朝口をすゝぎ、お礼申て戴きます」と申。翌朝、身体自由ならざるも、其如く、口をすゝぎ仏前へお礼ニ参り、夫(それ)より大切ニやう\／「葡萄ニツボを庵主様より戴た」と言て皮くるめニ戴き、参詣の人々ニ、「庵主様のお心を戴け」と言て、一ツ宛(ずつ)与たり。

斯の如く<sup>ささい</sup>些細成事ニても道を教へたり。監正院ハ身体自由ならざる程ニて、永々の病中ニても食事好む事なく、有合したる物を有難く戴き、又何を戴くニも庵主初メ上の者ニ一々道を立て、戴きし。

監正院ハ、疑ハるゝ中よりも御本元様を始終立て居さまが見へました。又、側に居(おる)者が「こんなニ疑ハれて、『皆様をどふぞ\／』と思ツて被下(くだされ)て、御苦勞様でや」とお礼を申たれば、「いへ\／、どのやうニ疑ハれても、皆様を丸めニ来たのでやで、皆様が励んで丸く\／暮て被下(くだされ)れゝバ能(よい)」と申、「呉々もどふぞ丸く\／暮て被下(くだされ)」と、手真似ニて御示なり。<sup>かたはら</sup>傍の者が、「此様ニ、気を長ふ、細かく能(よく)教て被下(くだされ)まするといふハ、どふ言お方様かハ知らんが、能(よく)お教被下(くだされ)た」と申せば、手真似ニて、「如来様や御老師様ニハ誉られました。誉られて、私の『どふぞ\／』が足らなんだと深く御降参を致します」と手真似ニて示されたり。

二日朝、「けふハ最(も)ふいよ\／私のお別れでやで、皆様ニハお昼ニうどんをふるまつて下され」と申され、「私ニもうどんを二ツ、おまんぢうを三ツふるまつて下され」と申。

此日ハ御日柄<sup>44</sup>ニも有、午後の一時ニハ監正院帰られる事迎、午前より惣代を初、<sup>かくべつ</sup>格別の衆及原田氏ハ前夜より参られ居(おり)、二日午前十時、堂中一同打寄、枕辺ニ<sup>つ、しん</sup>慎(おる)で居(おる)。頓て「私が参りまして、皆様のお心を入組<sup>やがつ</sup>せまして、御心配を懸まして有難う存ます。お礼を申上ます。此度の事ニ付、御日待お差<sup>さしづ</sup>図之事、おくじニて定

44. 「御日柄」は、如来教で年中行事が営まれる御供養の日を言う。二日は、二月二日、五月二日がそれぞれ教祖御誕生日、教祖御命日であるため、月四回の月次法会の日のうちもっとも重要な日になっていた。

むる<sup>45</sup>と言事でやが、夫（それ）ハ能（よい）事でやが、此度の事ハおくじニハ及ず。若  
おくじニしても一が出来ます。総て何事ニても大事の事ハおくじニするがよし。其おく  
じも清浄の心でなければいかん。人間が引とハ言ながら、如来様よりお引セ被下（くだ  
され）るものでやで、大事なり」と御示し。

「老僧さまハ何所ニお出ニ成（なる）。近頃大きく拝めるお星様か」と尋ねたれば、「宵  
に辰巳の方ニ真先ニ現ハれて拝める、大き成お星様成（なり）」と教へ、「心すゞやか成（な  
る）時ハすみやか成（なる）御返答。心殊勝<sup>しゆしやう</sup>ニなき時ハくもりし御返答。心ニ間違有<sup>よひ</sup>時、  
するとき御返答。また初メて老僧様と拝する時ハ、後光強く御返答。日赤し、月赤し、  
世界波瀾<sup>はらん もと</sup>の基」。

「御本元ハ日本第一の御霊地、参詣の人々の心得、御示しあり。『己の存命中ニも人か  
らちよい\／と話も有たが、今ハ徒弟初め参詣の人々、心薄く、愚ニ成事<sup>まだ</sup>励（激）しく  
成た。未己の存命中ニハ其様ニも無かつた。元ハ熱田様が一の鳥居迄来ると、身心共  
に改ツて参詣した者（もの）でやが、こちらから見て居と、今ハ丸で観音さまか、薬師  
様へでもお参りする様な風ニ見へるが、実ニ歎<sup>なげ</sup>かハしき事でやで、どふぞ改めて貰ひ度  
（たい）。まづ徒弟初メが能（よく）改めて呉へ』でした」。

○「御日待ニお経様をお供するニ、其家々へ合ふお経様をお供をして、能（よう）向ふ  
の人の腹へくすげ<sup>こま</sup>込んでこニやいかん。こちらから見て居と、観音経か般若経でも読で  
来る様な風が見へて居（おる）が、皆々そうでもないが、そんな風の者も大分有（だいぶ  
ある）。夫（それ）でハ大切なお経様をお供しても職<sup>しよくてい</sup>体の様ニ成で、此度の坊主のかひ（甲  
斐）がない。夫（それ）でハ自身の死ぬ道が無（ない）と言てくれへ。又徒弟一同、御経  
様を胸ニ能<sup>むね よく</sup>くすげ<sup>こま</sup>込んで後世の道がないのだ。是より一同ニ心を改ため、御経様を能々  
（よくよく）胸<sup>むね</sup>ニくすげ<sup>こま</sup>込むやうニ能々（よくよく）言て呉へ」との御言伝なり。

夫（それ）より、「原田さん、おいそがしいお身体を、度々（たびたび）御足<sup>こしたか</sup>労を懸ま  
して有難う存ます。伏てお礼申ます。あ方の腰<sup>こしたか</sup>高いお心が能（よう）こそ能（よう）こそ、  
夫丈（それだけ）なお心ニ成て被下（くださつ）た。能（よく）手を合せる心ニ成て被下（く  
ださつ）た。私としてお礼申ます。くど\／しいが、口のやかましいのと腰<sup>こしたか</sup>高いハ我身  
を亡<sup>もとひ</sup>ぼす基<sup>しよくむ</sup>でやニ、職務<sup>しよくむ</sup>上で口の多いのハ能（よい）が\／、間の口のやかましいが悪  
いぞよ。あ方ハ利口<sup>ひかく</sup>なで\／、それも人様が利口<sup>ひかく</sup>なと言て被下（くだされ）る事ハ能（よ  
い）が、『己ハ利口<sup>ひかく</sup>な者でや』と言様な、そんな心ではいきませんぞへ。利口<sup>ひかく</sup>で此度様  
の御辞様を比較してハ分らんニ、神様の御辞様を以て勘考すると分るニ\／。職務<sup>しよくむ</sup>上ニ  
付て、自身是ハと思ふ時ニ、心を落付（おちつけ）て神様へ声を懸、胸<sup>むね</sup>ニ浮いた心を持  
て取扱ふと間違ハ無ニ\／」。

45. 「おくじ（鬮）」は、重要事項を決定するために如来に祈願をかけ、そのうえで鬮を引いて決める  
ことを言う。小寺大拙晩年の明治末年以降、その重要性が強調されるようになった。

「諸所に庵とやら庵とやらが有さふなが、職務を以、御奉公を被成(なされ)。夫(それも清浄の心にて御奉公被成(なされ)。さふかとして、せんならんと思ふと心不浄が懸るで、『どふかと思ひましたが、悪が出ましたで、此度ハ御免蒙ります』と言て、お止め被成(なされ)。さふかとして、夫(それ)が毎(何)もかも常になつてはいきません。其心が出た時ニハ、『私ハ悪心でやでこんな心が出ましたで』と言て、御降参を被成(なされ)。是からハ何事も神様へ声を懸て、都合が出来た時ハ、『是ハ私の力でハない』と思つて、神様へ五厘でも一銭でも金を湯水ニ遣つても、困りやせんニ。夫(それ)がとて職を捨てハ成んニ、道を以、職務を大切ニ守つて御奉公を被成(なされ)。是ハ原田さん斗(ばかり)でハ有ません。皆様も此通り、能(よく)御勘考被下(くだされ)」。

又「原田さん、私が手ニ印を付て生れた節、大家へ出たら宜しいが、若貧窮な所へ出た節ハ、前生の縁を以、身の廻りをして被下(くだされ)。お頼申ます」と、誠ニ笑を含[ん]で面白う頼れしかバ、原田氏も軽く、「承知したよ」と返答す。

「皆さまも死(しぬ)と言事を忘れぬ様ニ」と繰返し、「死(しぬ)と言事忘ぬ様ニお頼申ます」。『此子の母が来た丈ニ平塚の同行ハ』と言やうニ成て下され。どふぞ『平塚の同行ハ』と言様ニ成て被下(くだされ)。真壁さん、弥吉さん、泉屋さん、おしげさん、手本ニ成て下され。どふぞ手本ニ成て下され。正念さん、省元さん、お年寄、私が参りまして、人の出入も多くて無やお骨が折まして有難う存ました。お礼申ます。死(しぬ)と言事、大事だニ、どふぞお頼申ます」。

于時昼飯、此日、真壁鉄次郎氏よりあん(餡)餅一重戴き、やがて十二時廿分頃、枕元にて見せたれば、監正院其志を謝し、「切(折)角でやで一ツ戴きます」と申され、二口程給(た)べければ、喉ニつかへければ、一同大ニ心配して是をつまみ出したり(是ニハ容体(態)有事也)。

是より十分程安静ニして、程なく、「まづ泉屋さまへお礼を申が道でやが、髪取たお方が一段上でやで」と言て、まづ五嶺子ニ向ひ、「永々の間お世話さまニ成まして有難う存ます。此子を置て行ますで、お頼申ます」。

又四名の(妙花、雪音、拙布、真来)お方がたニハ、「別て御心配を懸まして、亦爰の庵主様ニハ、別てもお世話さまニ成まして、お心を煩ハせて、私が参りまして、此子の身体のお世話を永々の間懸まして、厚うお礼を申ます」。

又「別て東京の庵主様ニハ度々(たびたび)おはこびを懸まして厚くお礼を申ます。此子を置て行ますで、どふぞお頼申ます」。

「泉やさまニハ、能(よう)こそこんな子を導て被下(くだされ)て有難存ます。厚うお礼申ます。此子を置て行ますで、どふぞお頼申ます」。

「真壁さまニ、私が参りまして、とお世話さまを懸まして有難う存ます。此子を置て行ますニどふぞお頼申ます」。

【監正院殿告辞】

「弥吉さまニ、私が参りましていろ／＼と御心配を懸まして有難う存ます。厚くお礼申ます／＼／。此子を置いて行ますニ、どふぞお頼申ます／＼／」。

「お志げさんニ、私が参りまして永々の間、お心ニ懸下されてお世話ニ成まして有難う存ます／＼／。此子をお置いて行ますニ、どふぞお頼申ます／＼／」。

「原田さんニ、度々（たびたび）と御足労を掛まして有難う存ます。お礼を申ます／＼／」。

「御一同様ニも、いろ／＼お世話さまニ成まして有難う存ます。厚くお礼申ます／＼／。皆さまが『此子の母が出て来た丈有て、平塚の同行ハ』と言れる様ニ成て被下（くだされ）。どふぞ成て被下（くだされ）／＼。皆様死（しぬ）と言事忘れぬ様、返す／＼も忘れぬやう、どふぞお頼申ます。終りに望（臨）で申ますが、『死（しぬ）と言事忘れぬ様、元を忘れぬ様、人様ハ言ニ及ず、何事も如来、神と心得て、道を真直（まっすぐ）ニ渡る様、此三ツハ此母の遺言（ゆいごん）で有たと〔と〕伝て被下（くだされ）』と、呉ぐれお頼申ます／＼／」。

是より「身体（おこ）を起して下され」と申、雪音身体（おこ）を起ス。床ニ離れ、しとやかニ手をつけて同行の方へ向ひ、「永々の間、私が来て居まして、皆様ニ厚うお世話さまニ成まして有難う存ます。此子を置いて行ますで、どうぞお頼申ます／＼／」。

夫（それ）より五名ニ〈五嶺、妙花、雪音、拙布、真来〉向ひ、「永々の間、私が来て居まして、いろ／＼お世話さまニ成まして厚うお礼申ます。此子を置いて行ますで、どうぞお頼申ます」。

夫（それ）より亦子僧の方へ向ひ、厚く礼を言ひ、夫（それ）より元の如く仰向ニ成、坐禪の心持ニ成、長く息を三度引て、夫（それ）より合掌（がっしょう）してすゞやかなる声にて、「皆様死（しぬ）といふ事、返す／＼も忘れぬやうお頼申ます／＼／」。

や、暫く間有て、ぱつちりと大き成眼を開き、一同の顔を詠め廻し、此有様ハ、如何ニも一千世界をならめ、「可愛（ようだい）」と言其容体。や、暫くニして、亦合掌（がっしょう）をして、「皆様死（しぬ）と言事返す／＼も忘れぬやうお頼申ます／＼／。数不知」。

約束の如く、一時をチンと打と同時ニ、目の覚たるが如く二元の清泉と成し。此様体ハ実（じやくねん）ニ寂然として、草木虫虻（むしけら）ニ至る迄、声なくして例（列）座の面々（ふか）深く感じ、思ひ／＼泪を呑み、叔（しゆく）として黙座（もくざ）呪念（じゆねん）するのみにて、是臨終（りんじゆう）之容体也。此事ハ、清泉の母の監正院が八月八日より清泉の身体（おの）をかりて居故（おるゆえ）、姿ハ死人同様にて息有斗（ばかり）。話をする節ハ、監正院が言言ふ。「清泉ハ」と尋ねれば、「あちらニ坐禅して居（おる）」と手真似（もの）にて示す。

八月十一日午前七時ニ御老師様ニ助けて戴き、此精靈稀成信心（まれなるまことしんつよ）強き為、御老師様のお心添（そひ）にて御手伝（まづ）下されて、世界の者ニ地獄の苦患を知らしめ、先原田氏一家（しんじん）を信心（しんじん）ニ基（もとづか）せ、平塚同行（まづ）を惣同行（ひとへ）の見せしめニ示し、御本元惣徒弟（つく）を戒しめし事、偏（ひとへ）ニ監正院の信心（まこと）ニ御老師様の御慈悲、御心添（そひ）ハせられし事なり。此信（こころ）を尽（つく）したる功（こう）ニ依て、九月

三日と言日二人の腹ニ宿るとの事ニして、監正院の精霊が助けられて清泉の身体を離る証拠ニ、九月二日午後一時ニ臨終<sup>りんじゅう</sup>を示したり。是清泉の魂ニ入替りたる印なり。此日、御日柄にて、例の如く勤(つとむ)。

○三日夜九時、清泉<sup>しん</sup>寝ニ付、暫くして十一時頃、清泉起直り、形を訂して、「ヘイ、いらつしやい」と挨拶しけるニ仍て、側<sup>そば</sup>の者、「どなたニ挨拶せる」と尋る。「お礼ニ来た」といひ、「一時迄居(までおる)」と申。其間清泉、畳ニ手をつき、如何ニも大事の事を承ハつて居(おる)様子。一時打(うつ)と同時に、「往<sup>いつ</sup>ていらつしやい」と恭々<sup>うやうや</sup>しく挨拶して、「もふ返(帰)りました」と申す。「何を言て往れた」と尋たれば、清泉申ニハ、「今晚の事ハ明日<sup>あした</sup>榎<sup>えん</sup>ニお話せよとの事で有ますで、明朝申上ます」と言てやすみたり。一同も安心して寝<sup>しん</sup>ニつく。

翌四日朝、「昨夜のお話ハ」と尋ねたれば、「三日二人の腹ニ宿るお約束ゆへ、お礼ニ来たニ、皆様へ能(よく)お礼を言て下され。又、申残しが有たで(是が拾ヶ条の申残しなり)頼ニ来た」との事。「私もこちらニ居中(おるうち)ハ『どふぞ\』』と思ひましたが、あちらへ帰ツたら如来様や御老師様<sup>ほめ</sup>ニ誉られまして、『どふぞ\』』がたらなんだを深く御降参を致します」と言置れました。又、「私が此子の身体をかりて居中(おるうち)ハ、皆様が改めて御参詣ニ成ましたが、私が帰ると同時ニ皆様がカナ(金)仏様<sup>ぶつ</sup>拜斗(ばか)りでや」と深く歎て往れました。

○「皆様が坊様ニ成んやうニ、お坊様でハ助れんニ、坊主でなけらニや助かれんニ、坊主ニなれ。坊主の修行をせよと言てくれ」。

○「こちらから見て居と、御本元初め、全国中の庵が、法が立て居らん。己(おれ)ハ法(方)便ハ用ひたが、皆ハ法(方)便で遣らんで、世事で人を引入るで、骨が折る斗りで法が立ん。法(方)便と世事との間違の無様(なきよう)ニ」。

「まづいはゞ、惣代初め同行衆ニ御飯一ツふるまふニしても、こちらから見て居(おる)と競争<sup>きょうそう</sup>的ニ見へる。実ニ歎<sup>なげ</sup>かハしい事<sup>こと</sup>でや。是ハどこまでも改めて呉へ。譬<sup>たと</sup>へバ、法の強い庵主だと麦ニ割入る。法のニすい<sup>46</sup>庵主だと麦を一割ニする。其中ニハ、段々世話だと言て麦なしニする。又、次ニハ、『うどんニ仕やふか、何ニ仕様』』と言て、段々法が崩れて行。同行の者ハ法の事ハ言ず、只取扱の能(よき)者<sup>もの</sup>を能(よく)行届くと思ふて、坊主<sup>ふし</sup>の選好<sup>せんこう</sup>みをする。夫(それ)でハ切(折)角結構成事を聴聞しながら、庵主の心を煩ハせる丈。死ぬ道<sup>みち</sup>がふさがる。坊主もそんな事ニ心を取(とら)れて居てハ、済渡(度)ハ出来ん。世界中の施主<sup>せしゅ</sup>ニハ成ん」。

「先平塚<sup>まづ</sup>の同行ニくさり飯、くさり汁を喰せて見よ。どんな顔をする。其節ハ暑中ニも有し故、大勢ニくさり飯、くさり汁も出来ぬ故、先年老僧御存命中、御本元ニて、一ヶ年、九一といふ、麦九分、米一分の御飯<sup>た</sup>焚きたる事有故、九一の御飯、汁ハ茄子のセ

46. 「にすい」は尾張弁で、弱い、頭の働きがにぶいの意。

た(帯)をミニして作り、まづ惣代を初として、古き人と新らしき人とを名ざしにて、三十名程呼でふるまふ。

清泉言(いう)やう、「是ハ老僧様よりの言付。此月湘庵ハ全国中の庵の見せしめ。是ハ月湘庵きつすいの御馳走で有ます。是を信(まこと)ニ飲んで戴くお人ハ、死ぬ道が明く。又、心から飲べん人ハ、切(折)角信心しても死ぬ道ハふさがります。今日お招き申たお方がたハ、新しく参詣する心の厚きお方ニハ、庵ニ来てハ斯言物を戴くが御趣意と言事、覚て被下(くださる)様、右御参詣の人ニて善悪ごうくわんきよくの交換局をする人ニハ、是からハ庵ニてハ、法を守る為ニ斯言御馳走をふるまふと言事、惣代衆ニハ是が月湘庵きつすいの御馳走と言事、此中ニハ三たてニ訳てふるまいましたニ、御銘々ニ御勘考して被下(くだされ)。皆さん沢山上つて被下(くだされ)。『し(強)ひてやれ』との事故(ことゆえ)、皆さん沢山お上り被下(くだされ)」とて、沢山しひる。

「『今日のお飯もお汁も上出来なら、己(おれ)が手伝たのでやが、若出来が悪かつたら、庵主か子僧の心のくもつた印でや』と被仰(おおせられ)たり。「お蔭さまで何もかも能(よう)出来ましたで、御老師様がお手伝被下(くだされ)た事と思ひ喜びます」とて共ニ\／たべ飲び、皆々ニ進(勧め)めしニ、皆様も殊ならん飲んで、沢山給しとぞ。「是からハ皆さんが、庵で若御馳走した時ハ、『けふハ庵主さん、どふ言御馳走です』とお尋下され」。○亦、「庵主達が臘ハを勤めニ来ても、只お取持をせるのみにて、自身の撰心をするものハない。こちらから見て居と、あちらへ寄合、こちらへ寄合、土産物の相談斗(ばかり)して、『成丈(なるだけ)直なげの知れぬ物が能(よい)』とて、そんな相談斗(ばかり)して居る。まことニ歎かハしい事や。人より物を戴たら、功を付ると能(よい)が、法がないで、功を付んで品物で返礼せんならん。夫(それ)でやで死ぬ道が明ん」。

○「師匠の建置た事を守らんが法罪とて、坊主の一番、罪のすつ天上でや。又、大きい御利益請た人が御利益ニ離れたのと、永年信心をして居て御利益ニ離れた人と、坊主の還欲げんぞく(俗)したのハ、此世界滅する時ニ至つても、如来様が御勘考の仕様がな。どふしても助(たすか)り様がない」との仰せなり。

○十三日、雪音、清泉同道、東京へ行。(是ハ監正院八月廿五日頃申されし事ニハ、「原田氏を初、わざ\／よびお呼寄申せし方がたへお礼ニ連て行て被下(くだされ)」。お礼ハ方便、其実ハ御縁つなぎの為也)。

まづ妙法庵へ御礼ニ参り、夫(それ)より原田氏初め、佃氏、寺井氏、斎藤氏、大橋氏へお礼ニ参り、一同誠ニ飲ばれ、此度様御利益の趣御話し致し、皆々信心を導く。又、濱町ニ西村氏と言有。此人、曩さきニ寺井氏より今度の事を聞、平塚へ是非参詣する心組の処、暴風雨の為、汽車不通ニて其意を果さざりしニ、其事御老師様より「上京之節ハ前条の次第で有たで、是非尋ねよ」との事成しニ仍て、西村氏宅へ尋参る。氏、大ニ飲ばれ、夫婦もろ諸共ニ此度様御利益の趣、熱心ニ能(よう)聞分、是より信心の心を起し、御縁ニ継らせ、誠ニ飲喜面くわんきおもてニあふれたり。

十四日夜、妙法庵、戦捷祈願中<sup>47</sup>ニして、参詣人あり。清泉、皆ニ向ひ一礼之後、田口氏<sup>48</sup>へハ、「惣代として、今度の事ニ付、能（よく）お疑ひ被下（くだされ）た。御利益大事と思へバこそと能（よく）お礼を言てくれよ」と御老師様よりの御言伝。

田口氏、清泉ニ向ひ、「平塚ニてハ結構なお話も有たさふですが、どふぞお話を」と言ふ。妙花も口を添て、「何ぞちつと話て上んか」と言しかバ、清泉言様（いうよう）、「やう／＼精霊、魔道も通ツたニ、東京でハ又千里眼でや等と言（いわ）れるで有ふで、まあ、お話致共（いたしとも）ないが、しかし私が昨日の朝、平塚を出る時、大勢さまが私を送るとて、庵へ見へて居ました処、折からの大雨、しのつく様な雨で有たで、私ハ能（よい）が皆様へお気の毒でやで、如来様へお話をする様ニ、『私ハ兩位はいとひまセンが、皆様ニお気の毒でやニ、雨をやまして被下（くだされ）。さもなくバ、皆様のお送り被下（くださ）るのをやめニして被下（くだされ）』とお願申たら、真壁さんやおしげさんが、『いくら清泉さんでも、此雨ハ』と言て居（おる）。頓て出掛やうとして傘をぴんとさそふとすると雨ハやみました。夫（それ）より皆さまが送て被下（くだされ）て、戸塚辺迄来ると、丁度皆さまもお家へ帰られた時分ニ、また雨が降出しました。此やうニ、『私のやうなものがお頼申て、如来様がうなづいて天迄自由ニして被下（くださる）といふハ』と、そこを思ひますと、そんなら少々お話致しませふ」。

「私が蓮池の側で坐禅して居ますと、御老師より数々の法話を承りましたが、余り結構な御法話でやで、一ツニツ御配分をして上ますでや。まづ世界ニどの神様もお宮といふがある。お稻荷様でさへお宮といふが有が、魔道さまといふお宮ハどこニ有。世界中ニ魔道さまのお宮を見た人ハない。皆さんが魔道のお宮を一ツ、さがして御覧なさい。私ハ魔道のお宮をさがすニ付て、牡丹餅とおすしニ引て聞して戴たが、あ方がたもまづ、坐禅して、魔道のお宮をさがして御覧被成（なされ）。まづお日待ニ行とおすしが出る。けふのおすしハす（酢）がたらなんだ、御飯がこわかつた、さとうがたらなんだと思へてくる。あゝ、さふでやなかつた、魔道のお宮をさがすので有たつけ。又、けふの牡丹餅の事を思ひ出す。あの牡丹餅ハ塩がきかなんだ、あのぼもちハ砂糖がきゝすぎた。あゝ、さうでやなかつた、魔道のお宮をさがすのでやつたと、しばらくハ魔道とおすしと牡丹餅と戦ひ、戦ツて／＼／＼戦ひからかして、さふすると、すうーとすると、さあ何か思へて来て／＼、常ニおもはんあめんぼ一ツ買ツた事迄分ツて、思へて、悲して／＼たまらんで、泣て／＼／＼泣尽して、そこではじめて因縁が切れる」。

「さふすると、何ニも無と言ふやうニ成て、お頼申事が一ずいニ成て、外から何がきてもちつとも障らんやうニ成と、いつも無心ニなる。そこで出家で有なら、お経様を以、

47. この年の8月23日、日本はドイツに宣戦を布告し、第一次世界大戦に参戦していた。

48. 「田口氏」は、すぐ後に見えるように、この当時、妙法庵の総代を務めていたらしい。もともとは金子大道が創設した東光庵の信徒だった可能性が高い。

山へ這入て坐禅すると、お経様の御辞（おことば）がお一字\、天よりこちらの心へ味<sup>あじあ</sup>ハせて戴かれます。夫丈（それだけ）ニ坐禅の功がつんで、其味ハして戴いた物を以、坐禅ニつよく懸りますと、人がちいさく見へましたり、人の声がちいさく聴へます。そふならニや、如来様の思召も分らず、如来様のお心のお察しが出来ません。そこ迄やつて、はじめて魔道様のお宮が分るのです」。

「又、平塚でハ、老僧様より、『全国中の同行の見せしめにくさり飯にくさり汁をふるまへ』と言れたが、時節柄でやで、九一の御飯ニ茄子のへた（帯）をみ<sup>たい</sup>にして汁を焚てふるまいましたが、お蔭さまで能（よく）出来まして、皆さまが大歎でござりました。惣代初、皆さまが庵へ来てハ斯言物を歎んで戴く様ニならぬと、死ぬ道が明ません。又、『法の強い庵主ハ麦を二割入るが、法のよハい庵主ハ麦を一割ニする。又、うどんをふるまをふか、何をしてふるまをうかと、こちらから見て居と丸<sup>きょうそうてき</sup>で競争的ニ成て、実ニ歎かハしき事である』との事。私ハ蓮池の側で坐禅して居時、教て戴きました」。

「私ハ、『甘い物を断事。又三年の中（うち）平塚ニ居て、五里四方を行乞（ゆきごい）行脚<sup>49</sup>をして、式遍〔ん〕あるけ』と言事、『たとへ華族<sup>かぞく</sup>さんでもどこへでも了（や）めず、おくせずゆけ。若門前<sup>もし</sup>払ひ、断ても、此一家族ハ世界の滅する時ニハ、『どふぞ御勘考被下（くだされ）ましよ』とお願申て、初二お断りニ成ても又重て行と、『またあの様な坊主が来た』と言ふよし。断られても、『此一家族ハ世界の滅する時ニハ御勘考被下（くだされ）ましよ』と御願申せと御教訓。お契ひ（誓）を申ました」。

「又、『庵ニて、溜（泊）りなしニて一ヶ月暮いて見よ』との事。『若（もし）お客様の有た時ハどふ致しますだ』と申ましたら、『溜（泊）りなしでゆくやうニしてやつて有ハ』と大きい声ニてお叱り遊した」。

此話を聞、田口氏が、「此様な有難き結構成お話しなれば、今夜ハ御参詣も少数なれば、皆さんニも聞（きか）して戴き度（たい）で、十八日の御日柄様迄居つて、お聞セ被下（くだされ）」と頼みて帰る。

十六日、大宮行。日明軒へ御礼として参庵。東京より原田氏参庵。大歎ニて其夜帰京す。

十七日朝、十四、五人、お粥をすまして飯台ニて、物を粗末ニせぬ様、いろ\御示しあり。

白田辰吉氏ニ向ひ、「あ方ハ道の違た信心をして居様（おるよう）なり」と言（いわ）れしかバ、辰吉氏、

「私ハ何んニも違ツてハ居らん筈。朝は四時より日参をして居。道のかけた御信心ハして居んつもりです」と言（いう）。

「観音様へ信心してお出（いで）か、弘法様を御信心か知らぬが、此度様の御趣意ニか

49. 僧侶が托鉢のために各地を廻り歩くこと。

けて居様(おるよう)ニ思ひます」と言た。

「いへ、私ハ外(ほか)の御信心ハ更ニ致しません」と言ふ。

「そんなら申ませふ。あ方ハさいみん(催眠)術をつかつて居(おり)ハしませんか」と言バ、辰吉氏言ふ、

「さいみん(催眠)術ハつかつて居ますが、夫(それ)でも、頭痛の人や腹の痛い人なぞが来ると直るで、日ニ二、三人ハ参ります」と言ふ。

「夫(それ)ハ此度の御趣意ニかけて居ます。『病氣ハ罪をお滅し被下(くださる)で、病氣ハ歎べ』とも有<sup>50</sup>ニ、夫(それ)でハ此度様の御趣意ニかけて居ます」と言ふ。

辰吉氏、「どふも恐れ入りました。まあ、改めます」と言。

中村こと、孝太郎氏及お勝さんニ向ひ、「おことさん、お前さんハ親でやと言顔をしてはいき(け)ません。家内の人ニ『へい\／』と言心で暮さんと満足ハ致ません。尚更、一たん出家迄して還欲(俗)被成(なされ)たお方。其心を忘れてハならん。譬へ我子ニても、『へい\／』と言心ニ成ニやなりません。息子の事も人の子でやと思はず、我子、人の子と分隔(わけへだて)をせぬやう、家中ニ向ツて『へい\／』といふ心ニ成ねバ、満足ハ致ません。お前さんハ口がやかましいで、能(よく)改めて被下(くだされ)」。○「孝太郎さん。お前さんハ職業を鼻ニ上、『是丈の腕が有バ、どこへ行ても困らん』と言心で、夫(それ)で親を親と思はん。そんな心でハ親さまへ道が立て居らん。親様の事を思ひ、子の事を思て、道を守ツて、大事ニおやり被成(なされ)。お前さんハ奉公人の様な根生(性)で居(おる)。そんな根生(性)でハ、どふするのでや。此事、くどうも\／言て聞する。是より心改め、日参をして、是迄の心得違ひの御詫、如来様へ御降参を被成(なされ)ましよ」。

お勝さんニハ、「お前さんハ、旦那が腹を立てバお前さんへ当り、おことさんハ、孝太郎さんが気ニ入ぬ事が有とお前さんへ当る。板ばさみニ成て、夫(それ)をお前さんハ胸ニおさめて居(おる)。おことさんハ其さつ(察)しもなく、我子が可愛い。孝太郎さんハ其さつ(察)しもなく、家内が可愛い。おことさんニハ、今、此場ニてハ心改まりし様なれ共、家へ帰ると変るで、此僣庵ニ居て、あとの話ハ爰の庵主が引受ますニと。夫(それ)ニて皆さま心改つて御家内満足ニ成ましたら、お赤飯を焚(たい)てお悦(祝)被成(なされ)。其悦(祝)が有ましたら、夫(それ)を聞して下さいよ。ゑひかね」と約したり。

「白田有一さん。お前さまニハお話も有が、まづ好[き]な事をおやめ被成(なされ)」と言れしニ、其後妻のおいせ来り、「清泉様が言て被下(くださり)まして、此頃やど(亭

50. 『お経様』諸篇には病氣に言及した篇が少なくないが(『史料集成』Ⅳの「別冊(その1索引)」のうち、「I-1.用語索引」の「C.諸願等」を参照)、本文の趣旨にいちばんちかい文言は、年月日不詳の『お経様』(「おつゞり御説教」30040001)に顕著に認められる。

主) もすきな事をやめる気ニ成ました。有難う存ます」といふ。

清水琢浄氏<sup>51</sup>ニ向ひ、此人ニ話さふかと思ひしニ、琢浄の言(いう)やう、「さあ、何<sup>なん</sup>でも言て御覽被成(なされ)。聞ませふ」と言(いう)。「そんな『言てごらんなさい』と言やうなお方ニハ話ハない」と言て、「まづ皆様、『大きい御利益を戴いて置(居)て御利益ニ離れた人、永年御信心して離れた人、坊主の還欲(俗)したのハ、世界滅する時ニも如来様の御勘考の仕様がな』」とて、お嘆きでござります」。

山崎温古、吉文の両士<sup>52</sup>ニハ、「お前様ハお若<sup>わかひ</sup>が感心<sup>かんしん</sup>でやが、お大事のお家でやで、大切ニ精出して御奉公被成(なされ)。一人〔り〕外(ほか)ない親さまでやで、大切ニ御家内満足して頂戴。お若<sup>わかひ</sup>で子供衆が出来たら、只安産のお願いのみでなく、どふぞ善心の子をお授け被下(くだされ)。人を濟渡(度)して御奉公をする物(者)をお授被下(くだされ)。か様お願被成(なされ)ましよ。くれゝも是から精出して心を尽して進んで御奉公被成(なされ)ましよ」。

○土手のお初。此人倅戦地ニあり。戦捷祈願中ニて、此倅の無事を願ふ。「其やうなお願でハとゞきません。あちらのものが拾万人も戦死して居(おる)。夫(それ)をまづどふぞ、此度の御縁ニ絶るやう、助けて戴くやう御願被成(なされ)ましよ。さふすればし(ひ)とり、息子ハ無事ニ帰ツて来ます」と教ゆ。

又、飯台二十五、六人すハリ居(おる)、夫(それ)を見廻して、「此中ニハ居らんが、大宮の同行の中ニ誠ニ小<sup>ちい</sup>さい家でやが、其人ハ、『此度様の事、誠ニ替なき』と、腹ニ染付て居者が一人有。私が顔を見ると分るが、爰ニハ居らん」と言れたり。

十七日夜、岩代町原田氏、御日待、初めての御日待。平塚より雪音、清泉、妙法庵よりハ妙花、恵音の四人参る。(先頃平塚え参られし、原田氏一家の御人、及び知己の御方がたをはじめとして、一人ニても、此度様の御辞様を聴聞させ度(たい)お心ニて、誰も彼もと心を尽し、そこへ田口、石井、平塚の秀造氏等の人ニて、原田氏の歓び大方ならざりし。追々、是迄監正院よりの異見、心根ニ徹し、此度、心改めての神様の御請待、一同満足して勤められたり。

翌十八日、妙法庵お日柄様<sup>53</sup>。『お経様』、勤経も相すみ、清泉、参詣の人ニ向ひ、「皆様、<sup>まとふ</sup>的の違ふ御信心でハいき(け)ませんで、本途の信心をして、助ツて頂戴。あちらから

51. 「清水琢浄」は幕末以来の大宮の信徒清水専助(縁浄)の子息か。「清水専助」は、1881(明治14)年に小寺大拙やその兄省斎を訪れ、幕末に途絶えていた大宮と名古屋の交流のきっかけを作った人物(「清宮秋叟覚書」075節[『史料集成』IV所収]、および神田秀雄「清水氏史料」の記事に見る如来教の近代と小寺大拙の影響力)[前掲石原・神田・吉水編『近代如来教と小寺大拙』所収]を参照)。

52. 兩人とも、旧大宮宿で本陣を営んでいた山崎喜左衛門の縁者(子息か)だと思われる。

53. ここでの「お日柄様」は、妙法庵の月々3回以上ある定例法会の日柄に当たることを丁寧に行ったもの。

詠て、おやるせない思召でお嘆きです。又、皆さまがお備(供)物するにも、殊勝な心でない、御返礼いただけハ戴なげんニ、どふぞ御返礼の戴ける御信心をして被下(くだされ)」。

又、志木町三上権兵衛氏、母親を伴ひ参詣して有しニ、清泉、其母子ニ向ひて言やう、「あ方さまのお家ハ御満足かけの御様子。其あ方の病気ハ、月ニ譬へると、丁度十三、四日の月です。十五日ニ成と欠るで、あ方ハ病気のお蔭で結構な御利益が歎べるが、庵の事を『どふぞ\／』と思つて、お心ニ懸てお出ニ成で、軽う濟なる〔ま〕して被下(くださ)るのでや。其病気のお蔭で後世ニ御縁ができるのでやで、精出て、どふぞ御信心をして十五夜の月を待受て、助ツて頂戴」。

此話を側ニ聞て居三上氏、非常ニ歎かれ、是より尚心改めて励まれる様ニ成ました。

瀧の川岩田八重娘一週(周)忌供養、此日ニ勤。「皆さまが御供養ハ進で戴て、さふして能(よく)後世を願ハねばいき(け)ません」。お八重さんニ向ひ、「けふハ娘の供養で、皆さまニふるまつてよかつたと言様な気高い心でハ供養ニハ成ません。『皆さまニ娘の後世を願つて戴かハセく為換(替)ニ、一口でも上ツて戴き度(たい)』と思ハニや、お施主ニハ成ません。仏ハ歎びません。お大事でやニ、能(よく)其お心でお願被成(なされ)ましよ」。

十九日、妙花、雪音、清泉の三人ニて、浅草吉原、相馬もと方へ尋ぬ(此人平塚ニ居時(おるとき)、出京の節ハ是非尋てくれとの頼ゆへ)。おもと大ニ歎び、「子供の病気も直りました。私もお蔭さまで、身体もたつしやニ成、お蔭さまニて、安心が出来まして、満足致します」。母もそこへ出て参り、共ニ\／誠ニ歎び、「是より信心を致します。どこ迄も御信心を致します」と申して歎かれたり。

其夜、浅草蔵前関谷源治郎氏へ尋る(此家ニ関谷伯母のめい(姪)お仲さん、奉公して居(おる)。此お仲ハ原田氏後妻なりし。長男伸二氏の生母なり)。お仲さんハ、清泉の尋ね来るを大ニ歎かれ、泪ながらの深きお礼なりし。先ニ関谷の伯母さんと此お仲さんを平塚へ呼、清泉が「おせ話ニ成たお礼ニ話をして上度とて呼ましたが、お出が出来なかつたで」と申て、監正院よりのことづけ。

「お仲さんの今の其心で死ぬと、私以上の苦患をせんならんで、どふぞ其苦患が通れさ七度(たい)で、是から御信心をして下され。神様の御辞を聴聞をして、どふぞ御信心をして下され。伸二の事ハ思はずニ、あ方も是からの身の上の事ハ、神様へどふぞお願ひなされましよ」とぐれ\／の言伝ことづけ。関谷家内の人ニも御信心の道を話し、「助かるニハ、どふでも此度様でなけらニや、此度様の御辞様を聴聞セねバ助りませんニ、妙法庵へどふぞ、月々一度か二度ハ御参詣を被成(なされ)」と、くれ\／進(勸)めて帰れり。

翌廿日朝、参詣人多く、中ニも石井房江、彦さん、信さんハ、朝よりも午後五時迄、清泉の法話謹聴セリ。其外磯野番頭要助氏、梶野氏省の嫁、代々木夏目夫婦、谷蔵外ニ、三氏参詣。別て石井さん、彦さん、信さん、要助さんの四名ハ深く確信し、「実ニ有難

『監正院殿告辞』

事成」と言て帰られたり。

其夜、妙花、雪音ハ用事ありて、原田氏へ行。其跡へ田口氏、辻川氏<sup>54</sup> 参庵。両氏ハ清泉ニ、「一応、お話を聞度（たい）」と言ふ。清泉言（いう）やうハ、「辻川さんハ、田口様や和さまより、と（疾）くニ能（よく）お聞ニ成た筈。まあ（もう）お聞ニ成た上でお出ニ成ましたのでやで、お話する必要ハ有ません。此私の身体を調べニお出ニ成たのでせふで、よふ身体を見て被下（くだされ）」と申て、只監正院の元の事をちつと斗（ばかり）話セしのみなり。十一時頃、両氏ハ帰られたり。

翌廿一日、雪音、清泉、月湘庵へ帰る。

「尾張国熱田旗屋 御本元」（角朱印）

「昭和廿四年十月一日 寄贈 石橋文庫」（角ゴム印）

いしはら・やまと、かんだ・ひでお、よしみず・きえ  
（同朋大学仏教文化研究所、天理大学、立命館大学大学院博士課程後期課程）

---

54. 「辻川了和」は東京東光庵の信者。本文中で清泉が言う「辻川さん」は、その子息鐸流を指す。なお同人は、清宮秋叟の指導のもとで如来教を世に「開顕」する運動に従事し、昭和3年に刊行された如来教の教内誌『このたび』に寄稿している。したがって、原田清泉とは大きく立場を異にしていたと考えられる。